

令和 7 年 7 月 20 日 執 行
参 議 院 神 奈 川 県 選 出 議 員 選 挙

候 補 者 の し お り

神 奈 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

県 庁 045(210)3179 (直 通)

対応時間 平日8:30～17:15※

※公示日以降、選挙期日の翌日までは土曜日、日曜日及び祝日も対応します。

(注意)

本書中の日付は、7月3日を選挙期日の公示日(立候補の届出)、7月20日を
選挙期日(投票・開票)と想定し記載しておりますが、日程に変更を生じた場合、
別途お知らせしますのでご注意ください。(令和7年6月6日時点)

は し が き

この「しおり」は、令和7年執行の参議院神奈川県選出議員選挙にあたり、候補者として行わなければならない各種の届出、選挙公営に関する申請及び立候補に際して交付される諸物件についてご注意いただく事項等をまとめたものです。もとよりこれをもって十分とするものではありませんので、各種の届出、申請又は法令の解釈等に疑問の点がありましたら、遠慮なく当委員会へお問い合わせください。

なお、選挙運動関係の詳細につきましては、この「しおり」では省略してありますが、参考資料として別に「参議院選挙の手引」(選挙制度研究会編)を一冊差し上げますので、ご覧ください。

令和7年6月

神 奈 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

凡 例

法……………公職選挙法（昭和25年法律第100号）

令……………公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）※

規則……………公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）※

政規法……政治資金規正法（昭和23年法律第194号）

執規……………公職選挙法令執行規程（昭和31年県選挙管理委員会告示第27号）

特例法……地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）

（例：法10-1②……………公職選挙法第10条第1項第2号）

※ 公職選挙法施行令及び同法施行規則については、令和7年6月下旬頃に改正が予定され、今回の参議院議員選挙から適用される予定です。

本「候補者のしおり」作成時点で改正の内容は確定しておりませんが、総務省が令和7年5月9日に公表したそれぞれの政省令（案）に対する意見募集において示された改正案を反映させて、本「候補者のしおり」を作成しております。

改正の概要については、付録7及び付録8をご確認ください。

〈主な改正箇所〉

- ・立候補届出の様式の改正（公職選挙法施行規則第19号様式）
- ・選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額の基準の引き上げ（公職選挙法施行令）

目 次

第1 総 括

1 選挙の日程（抄）	1
2 選挙に関する届出等	2
3 選挙に関する届出等の時間	3
4 選挙長及び選挙長の職務を代理する者の氏名並びに職務を行う場所	3
5 代理人が届け出る場合の留意点	3

第2 候補者となるためには

1 候補者としての資格	5
(1) 被選挙権があること	5
(2) 連座制の適用による立候補制限	5
(3) 重複立候補の禁止	5
(4) 選挙事務関係者及び公務員の立候補制限	5
2 立候補届出手続	6
(1) 必要な書類	6
ア 候補者届出書（本人届出又は推薦届出）	6
イ 供託書正本（供託したことの証明となる書面）	6
ウ 宣誓書（候補者となることができない者でない旨の宣誓書）	6
エ 所属党派証明書	6
オ 戸籍の謄本又は抄本	6
カ 住民票	6
（キ 通称認定申請書）	7
(2) 届出の日及び届出先	7
(3) 立候補届出の受付方法	7
(4) その他の留意事項	7
候補者届出書（本人届出）の記載例	8
(5) 立候補届出書類記載上の注意事項	9
ア 候補者届出書（本人届出）関係	9
イ 宣誓書関係	10
(6) 通称認定申請	10
供託に関する留意事項及び供託書（現金供託）の記載例	12
3 立候補の届出をしたときに交付される物件等	14

第3 候補者となってから

1 選挙事務所	16
---------	----

2	選挙運動用自動車、船舶及び拡声機	17
3	選挙運動用通常葉書	18
4	選挙運動用ビラ	20
5	選挙運動用ポスター及び個人演説会告知用ポスター	20
6	インターネット等を利用する方法	22
7	新聞広告	23
8	政見放送	24
9	経歴放送	25
10	個人演説会	25
11	街頭演説	27
12	選挙公報	28
13	特殊乗車券	28
14	文書図画の撤去	29
15	選挙運動費用	29
(1)	出納責任者	29
(2)	選挙運動費用支出制限額	30
(3)	寄附の禁止等	31
(4)	会計帳簿及びその記載要領	32
(5)	収支報告書の提出とその記載要領	35
(6)	個人が候補者の選挙運動に関して寄附をした場合における課税上の優遇措置	36
	収支報告書の記載例	38

《 付 録 》

1	各手続き等の事前相談等一覧	58
2	選挙期間中における諸届出	60
3	年齢早見表	68
4	ポスター掲示場設置総数等一覧	69
5	公職選挙法の改正（ポスターの品位保持）	70
6	各鉄軌道会社における特殊乗車券の発行取扱いについて	71
7	公職選挙法施行令の改正（案）	72
8	公職選挙法施行規則の改正（案）	73
9	会計帳簿の様式	80

第 1 総 括

1 選挙の日程(抄)

月 日	曜日	事 項	摘 要
7月3日	木	選挙期日の公示 ・立候補の届出 ・選挙公報の掲載申請開始 ・諸届出の開始（2ページ参照） ・選挙運動用ポスター及び個人演説会告知用ポスターのポスター掲示場への掲示開始 ・政見放送の申込み（詳細は、実施放送局へ早目にお尋ねください。）	午前8時30分から立候補の受付を開始します（受付方法は7ページ参照）。 立候補届出の受理及び政見放送の申込みの受付は、午後5時をもって締め切ります。
7月4日	金	選挙公報の掲載申請期限	午後5時をもって申請の受付を締め切ります。
7月5日	土	公営施設使用の個人演説会開始	
7月17日	木	補充立候補の届出期限	7月3日に届出のあった候補者が、選挙すべき議員の数(4人)を超えていた場合で、7月3日午後5時後に候補者が死亡し、又は候補者を辞したものとみなされたときは、7月17日の午後5時まで補充立候補届出の受理を行います。
〃	〃	開票立会人・選挙立会人の選任届出期限	午後5時をもって届出の受理を締め切ります。
7月20日	日	投 票 日 ・ 開 票 日	投票時間は、午前7時から午後8時までです。（即日開票）
7月22日	火	選 挙 会	選挙会を開催し、当選人を決定します。
〃	〃	当選人の告示	当選された人に対し告知し、告示します。
〃	〃	当選証書の付与	当選証書は、選挙会終了後引き続きお渡しします。
8月4日	月	選挙運動費用収支報告書(第1回)提出期限	県選挙管理委員会に午後5時までに提出してください。
8月22日	金	供託物返還・没収開始	手続は県選挙管理委員会から別途お知らせします。

2 選挙に関する届出等

選挙に関する届出等の概要については、次のとおりです（付録2参照）。

届 出 事 項	届出先（届出場所）	摘 要
立候補の届出	選挙長（県選挙管理委員会）	届出は7月3日（公示日）のみ
選挙事務所の設置・異動（廃止）届出	① 県選挙管理委員会 ② 市区町村選挙管理委員会	「設置届」は、立候補届出が受理された後、直ちに届出
選挙運動用通常葉書の交付、選挙用の表示	横浜港郵便局	
選挙運動用通常葉書の差出し	郵便物の配達事務を取り扱う郵便局のゆうゆう窓口	
選挙運動用ビラの届出及び同ビラ証紙交付申請	県選挙管理委員会	
新聞広告の掲載申請	掲載を希望する新聞社（広告代理店）	
政見放送の申込み	・NHK横浜放送局 ・テレビ神奈川 ・ラジオ日本	申込みは7月3日（公示日） ※公示日前の申込みについては、「政見放送等の実施について」をご確認ください。
公営施設を使用する個人演説会の開催申出	開催する施設の所在地の市区町村選挙管理委員会	開催したい日の前々日までに申出
選挙公報の掲載申請	県選挙管理委員会	申請は7月3日（公示日）及び7月4日（公示日の翌日）
出納責任者選任（異動）届出	県選挙管理委員会	「選任届」は、立候補届出が受理された後、直ちに届出
報酬を支給する者の届出	県選挙管理委員会	公示日から支給したい場合は、立候補届出が受理された後、直ちに届出
開票立会人の届出	市区町村選挙管理委員会	届出期限：7月17日（期日前3日）
選挙立会人の届出	選挙長（県選挙管理委員会）	届出期限：7月17日（期日前3日）
選挙運動費用の収支報告	県選挙管理委員会	第1回提出期限：8月4日（期日後15日）
公費負担関係（自動車等）	・県選挙管理委員会 ・関係業者	

3 選挙に関する届出等の時間

選挙について、選挙管理委員会及び選挙長に対してなされるすべての届出、請求、申出その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならないことになっています(法270本文)。しかも、これらの届出等の効力は、到達主義を採っていますから、諸届出等は、締切日(期限)より、早目に提出してください(付録1参照)。

また、選挙の期間中は、土曜日、日曜日及び祝日でも選挙管理委員会は執務しています。

なお、電話対応時間は午前8時30分から午後5時15分までです。

4 選挙長及び選挙長の職務を代理する者の氏名並びに職務を行う場所

選 挙 長	選挙長職務代理者
保 阪 努	高山 松太郎

○ 職務を行う場所

- * 7月3日(立候補届出日)は、神奈川県庁本庁舎3階 大会議場
- * 上記以外の日は、神奈川県庁本庁舎4階 神奈川県選挙管理委員会事務室

5 代理人が届け出る場合の留意点

(1) 手続について

原則、選挙に関する各種届出等は、その届出(作成)名義人が届け出るものとなっています。

なお、届出(作成)名義人本人以外の者(以下「代理人」といいます。)が届け出る場合には、届出(作成)名義人本人と代理人との間の委任関係を確認する必要があります。

委任関係の確認は、原則委任状により行いますが、代理人が届け出る場合の届出書ごとの委任状の要否は次のとおりです。

委任関係が確認できない場合は、ただちに書類の受け付けができない場合がありますのでご注意ください。

(2) 代理人が届け出る際に委任状が必要な書類について

(ア) 候補者に係る事項

a 届出書類に届出(作成)名義人の押印がある場合

いずれの届出書類も委任状の提示又は提出は不要です(なお、書類の訂正については(3)参照)。

b 届出書類に届出(作成)名義人の押印がない場合

以下のとおりです。

No.	届出書類の名称等	届出（作成） 名義人	代理人が届け出 る場合の委任状 の有無	備考
1	候補者届出書（添付書類含む）	候補者	不要	注1
2	通称認定申請書（通称使用を申請する場合のみ必要です。）（添付書類含む）	〃	不要	注1
3	選挙事務所設置・異動（廃止）届	〃	必要	注2
4	選挙運動用ビラ届出書	〃	必要	注2
5	選挙運動用ビラ証紙交付票（同ビラ証紙交付申請）（立候補届出手続き後に同書類を交付します。）	〃	必要	注2
6	候補者経歴書（経歴放送の申込み）	〃	不要	注3
7	（公営施設を使用する）個人演説会開催申出書	〃	必要	
8	選挙公報掲載申請書	〃	必要	注2
9	出納責任者選任（異動）届出書	〃	必要	注2
10	報酬を支給する者の届出書	〃	必要	注2
11	開票立会人となるべき者の届出書兼承諾書	〃	必要	
12	選挙立会人となるべき者の届出書兼承諾書	〃	必要	注2
13	選挙運動費用収支報告書	出納責任者	必要	
14	公費負担関係届出	公費負担関係届出については、別に配布する「公費負担のしおり」をご確認ください。		

届出者が届出（作成）名義人本人であるか代理人であるかに関わらず、また委任状の可否に関わらず、来庁者の本人確認書類をご提示いただく場合がございますので、**届け出の際は必ず本人確認書類をご持参ください。**

- *注1 候補者届出書の欄外「通常の活字・書体にて可」の部分に届出（作成）名義人の押印又は署名が必要なことから、委任状は不要です。
- *注2 立候補届出会場において、立候補届出手続きに引き続き届け出る場合は、委任状は不要です。
- *注3 候補者経歴書は届出（作成）名義人の押印が必要なため、委任状は不要です。

(イ) (ア)に記載された書類以外の書類については、各書類提出先にご確認ください。

(ウ) 本人確認書類は、官公署等が発行した免許証等をお持ちください。本人確認書類の例を提示すると、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、その他官公署等が発行した証明書等が挙げられます。

(3) 書類の訂正について

書類を訂正する場合は、原則、届出（作成）名義人本人の押印により訂正をお願いします。やむを得ず代理人の署名又は押印により訂正する場合は、委任状の提示又は提出が必要です。

第2 候補者となるためには

1 候補者としての資格

(1) 被選挙権があること

日本国民であつて、年齢満30年以上の者で、次の欠格事項に該当しない者でなければ候補者となることができません(法10-1②、11-1、-2、11の2、特例法17-1、-2、-3、政規法28)。

【欠格事項】

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- イ 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- ウ 公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- エ 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により拘禁刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- オ 特例法第17条第1項から第3項までの規定により被選挙権を停止されている者
- カ 政規法第28条の規定により被選挙権を停止されている者

(2) 連座制の適用による立候補制限

法第251条の2又は第251条の3の規定により連座制の適用を受けた者は、その連座裁判の確定等の日から5年間、対象となった選挙と同じ選挙の同一選挙区で候補者となることができません。

(3) 重複立候補の禁止

一の選挙で候補者となった者は、地域と選挙の種類を問わず同時に他の選挙の候補者となることができません(法87)。例えば、本県で参議院選挙区選出議員選挙の候補者となった者は、同時に他の都道府県で参議院選挙区選出議員選挙の候補者となることや、同時に行われる参議院比例代表選出議員選挙の名簿登載者となることはできません。

(4) 選挙事務関係者及び公務員の立候補制限

- ア 投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長は、在職中はその関係区域内で当該選挙の候補者となることができません(法88)。
- イ 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、一部の例外を除き、現職のまま立候補することはできません。もし、これらの者が立候補すれば立候補届出を受理されたと同時にその公務員（行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含みます。）たることを辞したものとみなされます(法89、90)。

2 立候補届出手続

書 類 名		本人届出	推薦届出
ア	候補者届出書	○	
	(候補者推薦届出承諾書)	×	○
	(選挙人名簿登録証明書)	×	○
イ	供託書正本	○	
ウ	候補者となることができない者でない旨の宣誓書	○	
エ	(所属党派証明書)	(○)	
オ	候補者の戸籍の謄本又は抄本	○	
カ	住民票	○	
キ	(通称認定申請書)	(○)	

(1) 必要な書類

ア 候補者届出書（本人届出又は推薦届出）

なお、推薦届出の場合は、次のイ、ウ、エ及びオのほかに「候補者推薦届出承諾書」及び「推薦届出者の選挙人名簿登録証明書(神奈川県内の市区町村の選挙人名簿に登録されている旨の当該市区町村選挙管理委員会の発行する選挙人名簿登録証明書)」が必要です。

イ 供託書正本（供託したことの証明となる書面）

(ア) 供託金 現金300万円又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければなりません。供託は、本人届出の場合は、候補者となろうとする者の名義（戸籍名）で、推薦届出の場合は、推薦届出者の名義で法務局（県内では次の7ヵ所）に供託することが必要です(法92-1②)。

(イ) 供託書正本（供託したことの証明となる書面）は、供託をした法務局で交付します。なお、法務局が供託金を払込むべき日本銀行の支店又は代理店を指定したときは、当該支店又は代理店に供託金を払い込まないと供託の効力が生じません。

※ 供託に関する留意事項は12ページ、供託書（現金供託）の記載例は13ページをご確認ください。

ウ 宣誓書（候補者となることができない者でない旨の宣誓書）（法86の4-4）

被選挙権のあること、重複立候補をしていないこと及び参議院神奈川県選出議員選挙において候補者となることができない者でないことを宣誓していただくものであり、必要不可欠の書類です。

エ 所属党派証明書(法86の4-4)

無所属の方は必要ありませんが、その場合、アの候補者届出書の党派欄には無所属と記載しなければなりません。なお、詳しくは、9ページ「(カ) 党派欄」を参照してください。

オ 戸籍の謄本又は抄本（令和7年5月以降発行のもの）

カ 住民票

法律上必要とされる書類ではありませんが、候補者届出書に記載された住所の確認のため、提出してくださるようお願いします。（令和7年5月以降発行のもの）

(キ 通称認定申請書)

本名(戸籍名)に代えて通称を使用したい場合に限り、立候補届出と同時に申請します(詳しくは、10ページ「(6) 通称認定申請」を参照してください。)

(2) 届出の日及び届出先

ア 届出の日 7月3日(選挙期日の公示日)

(注) ① 万一、候補者たることを辞退する場合も同日限りです(法86の4-10)。

② 補充立候補届出の期間については、「選挙の日程(抄)」(1ページ)を参照してください(法86の4-5)。

イ 届出の時間 届出は、午前8時30分から午後5時まで受け付けます。

ウ 届 出 先 神奈川県庁本庁舎3階 大会議場の選挙長(3ページ参照)へ届け出なければなりません。

(3) 立候補届出の受付方法

立候補届出の受付は、7月3日午前8時30分から開始しますが、当日の受付の順序は次の方法により決定します。

ア 受付の順序を決めるくじ

事前審査が終了済みであり、午前8時30分までに立候補届出に必要な書類を持参した届出者については、次の予備くじ及び本くじを引き、受付の順序を決めます。

* 「予備くじ」・・・本くじを引く順序を決めるため、到着順に引くくじをいいます。

* 「本 く じ」・・・立候補届出の受付順序を決めるため、予備くじの結果の順序により引くくじをいいます。

イ 立候補届出の受付

アによって受付の順序が決まると、この順序によって立候補届出の受付を開始します。

(注) 7月3日の午前8時30分までにおいでにならなかった方(午前8時30分後においでになった方)、届出の書類がそろっていない方又は事前審査が終了していない方は、くじを引いた方たちの後に受け付けます。したがって、これらの方は、その到着順序によって受付を行うことになります。

なお、事前審査については、付録1をご覧ください。

(4) その他の留意点

公示日当日、届出会場に入場できる人数は、候補者1名につき3人(候補者本人含む)とします。

通常の活字・書体にて可選

令和 7 年 7 月 日
※午 前後 時 分 受理

選挙長

主任

参議院神奈川県選出議員選挙候補者届出書（本人届出）

ふりがな 候補者	せんきょ たろう 選挙 太郎		性別	男
本籍	東京都千代田区霞ヶ関 1 番地			
住所	神奈川県横浜市中区日本大通 1 丁目 2 番地 3 号			
生年月日	昭和 39 年 8 月 26 日（満 60 歳）			
党派	無所属	職業	会社社長	
一のウェブサイト等のアドレス	https://www.senkyo.jp/			
選挙	令和 7 年 7 月 20 日 執行参議院神奈川県選出議員選挙			
当該選挙に係る議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名	●●市議会議員			
添付書類	1 供託書正本（供託したことの証明となる書面） 2 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 3 所属党派証明書 4 候補者の戸籍の謄本又は抄本			

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和 7 年 7 月 3 日

参議院神奈川県選出議員選挙
選挙長 保 阪 努 殿

氏 名 選挙 太郎

備考
1 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載してください。
2 公職選挙法第86条の4第4項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載してください。
3 公職選挙法施行令第89条第4項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「（略称）何々」と記載してください。
4 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載してください。また、参議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職以外の職名を記載し、「当該選挙に係る議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名」欄に当該兼ねることができない職名を記載してください。
5 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。
6 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

101

(5) 立候補届出書類記載上の注意事項

【 全般的事項 】

文字は、楷書で明確に記載してください。

【 個別的事項 】

ア 候補者届出書(本人届出)関係

(ア) 候補者欄

a 「氏名」は、戸籍謄(抄)本に記載されている氏名(戸籍名)のとおりに記載してください。ただし、旧字、誤字、俗字で記載されている文字は現在通用している字体に直して記載してください。

b 「ふりがな」は、ひらがなで記載してください。

なお、戸籍謄(抄)本に記載されている氏名以外の氏名を選挙運動で使用する場合(通称を使用する場合)にも戸籍名で記載してください(通称認定の申請については、10ページ参照)。

(イ) 性別欄

男、女の別を記載してください。

(ウ) 本籍欄

戸籍謄(抄)本に記載されているとおりに都道府県名から記載してください。

(エ) 住所欄

住民票に記載されているとおりに都道府県名から記載してください。

(オ) 生年月日欄

a 戸籍謄(抄)本又は住民票に記載されているとおりに、元号(昭和、平成)から記載してください。

b 満年齢は、投票日(選挙の期日)現在で算定(巻末付録3(65ページ)参照)して記載してください。

c 数字は、算用数字(1, 2, 3…)で記載してください。

(カ) 党派欄

a 所属党派証明書を有する者は、その政党等名を記載してください。

b 政党等に所属していない者は、「無所属」と記載してください。なお、政党等に所属していても、所属党派証明書を添付しない者は「無所属」と記載してください。

(キ) 職業欄

a 主として生計を立てている職業を一つ記載してください(「主婦」「主夫」は、職業とは解されていませんので無職と記載してください。)

《記載例》参議院議員(現職の場合のみ)、会社社長、団体役員、政党役員、会社員、弁護士……等

b 兼職禁止の職にある者は、この欄には、別の職名を記載し、「当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にあるものについてはその職名」欄(コ)に、当該兼職禁止の職名記載してください。

*注1 参議院議員との兼職禁止の職

① 衆議院議員（憲法48）

② 国又は地方公共団体の公務員（国会法39）

＊注2 兼職禁止の職にある者は、法第89条により立候補することができず、もし、現職のまま立候補した場合には法第90条の規定により、立候補届出が受理されたと同時にその職を辞したものとみなされます。ただし、任期満了による選挙について、現職の者が、その選挙に立候補する場合は除外されます。

(ク) 一のウェブサイト等のアドレス欄

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます（アドレスは「http(s)」から記載してください。）。記載しない場合は、空欄としてください。

なお、記載しない場合は、県選挙管理委員会からアドレスが周知されません。

(ケ) 選挙欄

執行月日（「令和7年7月20日執行」）を記載してください。

(コ) 当該選挙に係る議員と兼ねることができない職にあるものについてはその職名兼職禁止の職にある者は、この欄に当該職名を記載してください。（兼業禁止については（キ）参照）

(サ) 添付書類欄

無所属の者は、「3 所属党派証明書」を二本線で抹消してください。

(シ) 枠外下部の記載事項

a 届出月日（「令和7年7月3日」）を記載してください。

b 候補者欄に記載した氏名（戸籍名）を記載してください。

(ス) 押印箇所について

抹消又は訂正した部分がある場合には、原則として候補者の印を押印のうえ修正してください。また、枠外上部の「通常の活字・書体にて可」の右横に候補者の署名又は押印をしてください。

＊注 「通常の活字・書体にて可」とは、候補者届出書に記載された事項は、原則としてそのまま告示されることとなりますが、記載された者の筆勢やクセによる字体については、通常の活字書体で告示してよい旨を承諾していただくためのものです。

イ 宣誓書関係

候補者届出書に記載したとおりに住所及び氏名（戸籍名）を記載してください。

(6) 通称認定申請

ア 「通称使用」とは、選挙管理委員会が告示し、又は作成する文書等において、本名（戸籍名）に代えて記載又は使用する次の場合をいいますが、この場合には、選挙長に対して「通称認定申請」を行う必要があります。

(ア) 戸籍簿に記載された氏名が常用漢字にない文字である場合に、これを常用漢字にあてて記載してもらいたい場合

(イ) 戸籍簿に記載された氏名が漢字である場合に、これをかな書きで記載してもらい

たい場合

- (ウ) 戸籍簿に記載された氏を改姓前の氏（いわゆる旧姓）で記載してもらいたい場合
- (エ) 戸籍簿に記載された氏名（戸籍名）によらず、他の氏名を使用してもらいたい場合

イ 申請する場合において、上記（ア）、（イ）及び（ウ）の場合については、申請書のみで足りますが、（エ）の場合には本名（戸籍名）に代わるものとして広く通用していることを説明し、そのことを証するに足る資料の提示（添付）が必要です（令89-5準用 88-8）。

＊注 「広く通用していることを証する資料」とは、通称使用したい氏名によりなされている著書、新聞記事、公の機関の発行した文書、名刺、葉書又は手紙等の信書など社会的に広く通用している実績を示すものです。

通称認定申請が認められますと、次のウの事項については全て通称で記載されることになり、候補者も通称を使用しなければなりません。

なお、投票の効力判定と通称使用の有無とは、関係はありません。

ウ 通称名で記載され、又は使用しなければならない事項

- （ア）立候補届出の告示
- （イ）新聞広告
- （ウ）政見放送・経歴放送
- （エ）選挙公報
- （オ）投票所内の氏名等掲示
- （カ）期日前投票所及び市区町村選挙管理委員会委員長の管理する不在者投票場所内の氏名等掲示

（注）上記以外のもの、例えば、選挙運動用のポスター、ビラ、立札、看板等に本名（戸籍名）あるいは通称のいずれを使用するかは、通称認定申請にかかわらず候補者が自由に決められます。

供託に関する留意事項 及び供託書（現金供託）記載例

1 供託書の様式

○ 金銭による供託の場合

供託をする際には、OCR用供託書を使用してください。（記載例は次ページ）

○ 金銭以外（国債証書及び振替国債）による供託の場合

OCR用供託書と様式が異なりますので、供託する際には、事前に法務局まで、お問い合わせください。

2 振替国債で供託する場合の注意点

振替国債を供託する場合、供託者の振替口座簿から供託所の振替口座簿への振替手続が必要となり、手続に時間が掛かるため（(注) 参照）、十分な時間的余裕をもって供託書を提出してください。

供託所での供託書正本の交付は振替手続が全て完了した後になります。

また、土曜、日曜及び祝日は、口座管理機関（銀行、証券会社等）が業務を行っていない場合がありますので注意してください。

	金 銭	国債証書	振替国債
供託書正本交付日	当 日	当 日	翌日以降(注)
供託物納入を取り扱う機関	現金を取り扱う供託所(※1)又は日本銀行本・支店・代理店	日本銀行本・支店・代理店(※2)（供託所で交付を受けた供託書正本等を持参）	供託しようとする振替国債を管理している口座管理機関

※1 全国の法務局・地方法務局の本局並びに東京法務局八王子支局及び福岡法務局北九州支局

※2 有価証券（国債証書）で相模原、横須賀、厚木及び西湘二宮の各支局において供託手続を行った場合には、日本銀行横浜支店に来庁し又は郵送により納入手続を行う必要があります。

(注) 供託所に供託書を提出してから、口座管理機関に振替申請することになりますが、口座管理機関によっては振替手続に5日以上要する場合があります。

なお、供託手続に関する手続及び詳しいお問い合わせは、法務局までお願いします。

※県内では次の7カ所となっています。

名 称	所 在 地	電話番号
横浜地方法務局	横浜市中区北仲通5-57	(045) 641-7466
同 川崎支局	川崎市川崎区宮前町12-11	(044) 244-4166
同 相模原支局	相模原市中央区富士見6-10-10	(042) 753-2110
同 横須賀支局	横須賀市新港町1-8	(046) 825-6511
同 湘南支局	藤沢市辻堂神台2-2-3	(0466) 35-4620
同 厚木支局	厚木市寿町3-5-1	(046) 224-3163
同 西湘二宮支局	中郡二宮町二宮1240-1	(0463) 70-1102

候補者の住所（住民票のとおり）及び氏名（戸籍のとおり）

※推薦届出の場合は推薦人名義

供託書・OCR用

（雑）

申請年月日	令和7年 月 日	供託カード番号
供託所の表示	横浜地方法務局	() カードご利用の方は記入してください。
供託者の住所氏名	住所 (〒 231 - 8588) 神奈川県横浜市中区日本大通1丁目2番3号	
	氏名・法人名等 選挙 太郎	
	代表者等又は代理人住所氏名	
被供託者の住所氏名	住所 (〒 -)	
	氏名・法人名等 国	☐ 別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。
		☐ 供託通知書の発送を請求する。
供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 3 0 0 0 0 0 0 0	受理 印 年 月 日 ☐ 供託カード発行

↓ 濁点、半濁点は1マスを使用してください。

供託者 力 氏 名	セ ン キ ヨ タ ロ ウ
--------------------	---------------------------------

☐ 字加入 ☐ 字削除	係員印	受付	調査	記録	頁
(第4号様式 印供第34号)					
法令条項	公職選挙法第92条第1項				
供託の原因たる事実	供託者は、令和7年7月28日任期満了により行われる参議院議員の通常選挙につき、参議院（神奈川県選出）議員候補者として当該選挙の選挙長に立候補の届出をするため供託する。				
	☐ 供託により消滅すべき質権又は抵当権				
	☐ 反対給付の内容				
備考	官庁の名称 参議院（神奈川県選出）議員選挙選挙長				

(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません。
2. 本供託書は折り曲げないでください。

供託書（現金供託）の記載例

020000

3 立候補の届出をしたときに交付される物件等

(1) 物件、証明書等

No.	名 称	数量	交付方法
1	選挙事務所標札	2 枚	立候補の届出の際に交付
2	自動車・船舶用表示板	1 枚	
3	拡声機用表示板	1 枚	
4	乗車・乗船章(腕章)	4 枚	
5	選挙運動員章(腕章)	11 枚	
6	標 旗	1 流	
7	候補者用通常葉書使用証明書	1 枚	
8	選挙運動用通常葉書差出票	165 枚	
9	選挙運動用ビラ証紙交付票	1 枚	
10	新聞広告掲載証明書	5 枚	
11	新聞広告掲載承諾通知書	5 枚	
12	個人演説会用立札、看板類表示板	5 枚	
13	個人演説会用立札、看板類表示板ケース	5 枚	
14	公職の候補者旅客運賃後払証	15 枚	
15	選挙運動費用支出制限額告知書	1 枚	

物件等については、交付の際に受領者の本人確認のうえ受領書に署名をいただきますので、受領者の本人確認書類を必ず持参してください。

なお、これらの交付物件等を汚損又は破損して使用に耐えないときは、再交付申請書（用紙は、県選挙管理委員会にあります。）を提出して、そのものと引換えに新品の再交付を受けてください。交付物件等を紛失又は焼失したときは、再交付申請書により、再交付を申請してください。

また、交付物件等を紛失した場合は、警察署に紛失届を提出のうえ、再交付の申請を行ってください。ただし、候補者用通常葉書使用証明書、選挙運動用通常葉書差出票、新聞広告掲載証明書又は公職の候補者旅客運賃後払証を紛失又は焼失した場合は、原則として再交付しませんから十分注意してください。

(2) 諸用紙等

No.	名 称	交付方法
1	選挙事務所設置・異動(廃止)届用紙	県選挙管理委員会ホームページよりダウンロード
2	選挙運動用ビラ届出書用紙	
3	個人演説会開催申出書用紙	
4	開票立会人となるべき者の届出書兼承諾書用紙	
5	選挙立会人となるべき者の届出書兼承諾書用紙	
6	出納責任者選任(異動)届用紙	
7	政見放送申込書用紙	
8	候補者経歴書用紙	
9	代理人証明書用紙	
10	選挙運動費用収支報告書用紙	
11	届出書(報酬を支給する者の届出書)用紙	
12	候補者のしおり(本書)	
13	公費負担(選挙運動用自動車の使用) 諸用紙	
14	公費負担(ビラの作成) 諸用紙	
15	公費負担(ポスターの作成) 諸用紙	
16	公費負担(通常葉書の作成) 諸用紙	
17	公費負担(選挙事務所用立札・看板の作成) 諸用紙	
18	公費負担(自動車等取付用立札・看板の作成) 諸用紙	
19	公費負担(個人演説会場用立札・看板の作成) 諸用紙	
20	公費負担(政見放送のための録音又は録画) 諸用紙	
21	公費負担のしおり	
22	政見放送等の実施について	
23	政見・経歴放送のご案内(各放送局)	
24	選挙公報掲載申請書用紙	
25	選挙公報掲載申請のしおり、見本	
26	選挙公報掲載文原稿用紙、ケース	県選挙管理委員会で交付 (必要な方は、お申し出ください。)
27	参議院選挙の手引	
28	ポスター掲示場設置場所の一覧表及び図面	各市区町村選挙管理委員会より交付※

※市区町村選挙管理委員会により交付方法(紙や電子データ等)が異なりますので、詳しくは各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

第3 候補者となってから

1 選挙事務所

- (1) 選挙事務所は1候補者につき2箇所、立候補の届出をした時から選挙の当日まで設置することができ、この期間内はいつでも選挙事務所を異動（移転又は廃止）することができますが、1日に1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含みます。）することはできません（法131-1④、-2、令109-2）。
- (2) 選挙事務所の設置は、選挙の当日については、当該選挙の投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域に限られます。なお、選挙の当日、この300mの区域内に該当する選挙事務所は前日までに廃止又は移転しなければなりません。廃止又は移転した場合は、直ちにその旨を(3)により県選挙管理委員会及び所在地の市区町村選挙管理委員会に届け出なければなりません（法132）。
- (3) 選挙事務所を設置、移転又は廃止した場合は、次により、**選挙事務所設置・異動（廃止）届**を直ちに提出しなければなりません（法130-2、令108）。
 - ア 設置又は廃止した場合
県選挙管理委員会及び設置又は廃止した所在地の市区町村選挙管理委員会に提出してください。
 - イ 移転した場合
県選挙管理委員会並びに前所在地の市区町村選挙管理委員会及び新所在地の市区町村選挙管理委員会（同一市区町村内での移転の場合は、県選挙管理委員会及び当該市区町村選挙管理委員会）に提出してください。
- (4) 選挙事務所の入口には、立候補届出のときに交付される選挙事務所の標札を必ず掲示しなければなりません（法131-3）。
- (5) 選挙事務所を設置（異動）することができる者は、候補者又はその推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）です（法130-1④）。
推薦届出者が選挙事務所の設置（異動）を届け出る場合は、**選挙事務所設置（異動）承諾書**（用紙は、県選挙管理委員会にあります。）をその届出書に添付しなければなりません。この場合、推薦届出者が数人あるときは、**推薦届出代表者証明書**（用紙は、県選挙管理委員会にあります。）を併せて添えなければなりません（令108-2、-3）。
- (6) 選挙事務所（2箇所）のほかは、選挙運動員が集会する場所等選挙事務所に類似の施設（休憩所、連絡所等）は、いかなる名称をもってしても設置することはできません（法133）。
- (7) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札及び看板の類（大きさは、縦350cm、横100cm以内）の数は、選挙事務所ごとに通じて3を超えることができず、また、ちょうちん（大きさは、高さ85cm、直径45cm以内）は、1個に限られます（法143-7、-9、-10）。
- (8) 選挙事務所の標札は、選挙期日後直ちに県選挙管理委員会へ返却してください。
- (9) 候補者は、選挙事務所用立札・看板を有償で作成した場合には、一定限度額の範囲内で無料（公費負担）で作成することができます。ただし、供託金没収となる候補者については除外され、その作成費は自己負担となります。また、供託金没収とならない候補

者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります(法143-14、令110の2)。

なお、選挙事務所用立札・看板の作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。

おって、「公費負担」についての詳細は、別に配付する「公費負担のしおり」で説明してありますのでご覧ください。

2 選挙運動用自動車、船舶及び拡声機

(1) 主として選挙運動に使用される自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車をいいます。以下「自動車」といいます。)と船舶は、いずれか1台(1隻)に限り使用でき、立候補届出のときに交付される表示板を、自動車にあつては前面に、船舶にあつては操舵室の前面等外部から見やすい箇所に使用中、常に掲示しておかなければなりません(法141-1①、-5、執規5)。

(2) 選挙運動に使用できる自動車は、次の乗用の自動車1台に限られます(法141-1①、-6、令109の3)。

なお、その構造上宣伝を主たる目的とする自動車は、使用を禁止されています(法141-1①)。

ア 乗車定員4人以上10人以下の小型(軽含む)自動車(上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除きます。)

イ 4輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの(上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものを除きます。)

ウ ア及びイ以外の乗車定員10人以下の乗用自動車(2輪自動車(側車付きのものを含みます。))以外の自動車については、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除きます。)

(3) (2)の自動車車体に立札、看板を掲示する場合等において、その取付方法によっては、警察署長の許可が必要となります(道路交通法56、57)ので、出発地を管轄する警察署と事前に相談(連絡先等は付録1を参照)してください。

(4) 道路使用許可については、行為に係る場所を管轄する警察署にお問い合わせください。

(5) このほか、自動車の使用については、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)、道路運送法(昭和26年法律第183号)、道路交通法等による規制を受けますから注意してください。

(6) 自動車(船舶)に乗車(乗船)する者は、候補者(参議院神奈川県選出議員選挙の候補者に限ります。)及び自動車の運転手(1人に限ります。)又は船舶の運航に従事する船員(人数に制限はありません。)を除いて1台(1隻)につき4人を超えることはできません。この4人は、立候補届出のときに交付される乗車・乗船章(腕章)を着用していなければなりません(法141の2)。

(7) 主として選挙運動用として使用できる拡声機(携帯用のものを含みます。以下同じ。)は1そろいですが、これには立候補届出のときに交付される表示板を送話口の下部等外部から見やすい箇所に使用中、常に掲示しておかなければなりません(法141-1①、-5、執規5)。

なお、上記のほか個人演説会(演説を含みます。)の場合に限り、その開催中、その会場で別に1そろい使用しても差し支えないことになっており、これには表示板を付ける必要はなく、会場に備え付けてあるものでも他から持参したものでもかまいません(法141-1ただし書)。

(8) 表示板及び乗車・乗船章(腕章)は、選挙期日後直ちに県選挙管理委員会へ返却してください。

(9) 主として選挙運動用として使用される自動車又は船舶の上では、午前8時から午後8時までの間に限って連呼行為が許されます(法140の2-1ただし書)。

ただし、連呼行為をする者は、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいいます。以下同じ。)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません(法140の2-2)。

なお、神奈川県では「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成9年県規則第113号)」第46条において商業用の宣伝放送を行う者の遵守事項について、次のように規定しておりますのでこれに準じてご協力をお願いします。

○ 同一の場所において、拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は、1回10分以内とし、1回につき15分以上の休止時間をおくこと。

○ 拡声機から発する音量は、騒音の規制基準値(例えば、第一種低層住居専用地域で午前8時から午後6時までの場合、50デシベル)プラス10デシベルの音量の範囲内とすること。この場合において音量は、音源から1メートルの位置において測定した音量とすること。

また、地形等の周囲の環境によっては、音が反響し、増幅される地域もありますので、ご配慮をお願いします。

(10) 候補者は、一般乗用旅客自動車運送事業者(道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいいます。)その他の者との契約により選挙運動用自動車を有償で使用した場合又は選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板を有償で作成した場合には、一定限度額の範囲内で無料(公費負担)で使用又は作成することができます。ただし、供託金没収となる候補者については除外され、その経費は自己負担となります。また、供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります(法141-7、143-14、令109の4、110の3)。

なお、選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。

おって、「公費負担」についての詳細は、別に配付する「公費負担のしおり」で説明してありますのでご覧ください。

3 選挙運動用通常葉書

(1) 候補者が選挙運動のために使用する通常葉書は、立候補届出の日から選挙期日(投票

日)の前日までに、82,500枚を頒布することができます(法142-1②)。

- (2) 通常葉書は、立候補届出のときに交付される候補者用通常葉書使用証明書を指定郵便局に提示して交付を受けることになっています。

なお、その際、併せて受領証を提出していただきますので候補者の印鑑を持参してください(公職選挙郵便規則(昭和25年郵政省令第4号)2、平成28年4月1日日本郵便株式会社公告)。

指定郵便局	住所	電話番号
横浜港郵便局	横浜市中区日本大通5-3	070-7154-8970

- (3) 手持ちの日本郵便株式会社が発行する葉書(以下「会社発行葉書」といいます。)又は私製葉書を使用するときは、(2)の証明書を添えて指定郵便局に提出して選挙用である旨の表示を受けなければなりません。

なお、手持ちの会社発行葉書を使用した場合は、当該葉書の購入費用は返金できませんのでご注意ください。

- (4) 選挙運動用通常葉書を差し出すときは、立候補届出のときに交付される選挙運動用通常葉書差出票を添えて必ず「郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の郵便局」のゆうゆう窓口に差し出すことになっていますので、ポストに投函しないようにしてください。

- (5) (4)の選挙運動用通常葉書差出票1枚で差し出すことのできる選挙運動用通常葉書の枚数は、500枚までです。したがって、500枚を超えて葉書を差し出すときは、その超える分につき500枚以内ごとに、新たな差出票が必要になります。

なお、詳しくは選挙運動用通常葉書差出票の裏面に使用上の注意が書いてありますから参照してください。

- (6) 候補者の選挙運動用通常葉書で印刷を誤り、書き損じ、又はき損したもの(以下「書損葉書」といいます。)については、その枚数に限り、別の手持ちの通常葉書に新たに選挙用の表示を受けて選挙運動用通常葉書として使用することができます。この場合は、書損葉書及び候補者用通常葉書使用証明書を添えて、交付又は選挙用の表示を受けた郵便局に通常葉書を提出し、選挙用の表示を受けてください(公職選挙郵便規則6-1)。

- (7) 書留、速達等の特殊取扱は認められません(私製葉書の表面の色彩は、白色又は淡色でなければなりません(内国郵便約款22)。)。

- (8) 交付又は選挙用の表示を受けた選挙運動用通常葉書は、他人に譲渡することはできません(法177-2)。

- (9) 候補者は、選挙運動用通常葉書を有償で作成した場合には、一定限度額の範囲内で無料(公費負担)で作成することができます。ただし、供託金没収となる候補者については除外され、その作成費は自己負担となります。また、供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります(法142-10、令109の7)。

なお、選挙運動用通常葉書の作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。

おって、「公費負担」についての詳細は、別に配付する「公費負担のしおり」で説明してありますのでご覧ください。

4 選挙運動用ビラ

- (1) 候補者が選挙運動のために頒布できる選挙運動用ビラは、候補者1人につき県選挙管理委員会に届け出た2種類以内で、その限度枚数は30万枚です(法142-1②)。
なお、限度枚数の範囲内で1種類又は2種類のビラを作成し、頒布できます。
おって、ビラは、**選挙運動用ビラ届出書**（ビラの見本2枚（2種類の場合は、それぞれ2枚）を添付してください。）により県選挙管理委員会にあらかじめ届け出てください(執規8)。
- (2) 選挙運動用ビラの大きさは、長さ29.7cm、幅21cm(A4判)を超えてはなりません(法142-8)。なお、形には制限はありません。
- (3) 選挙運動用ビラは、その表面に頒布責任者（自然人に限ります。）の氏名及び住所並びに印刷者の氏名及び住所（法人にあつては名称；「株式会社〇〇印刷所」等及び所在地）を記載しなければなりません(法142-9)。
- (4) 選挙運動用ビラは、県選挙管理委員会から交付される選挙運動用ビラ証紙を貼らなければ頒布することができません。この証紙は、立候補届出のときに交付される**選挙運動用ビラ証紙交付票**に所要事項を記入し、県選挙管理委員会に提出して、交付を受けてください（法142-7、執規8の2）。
- (5) 選挙運動用ビラの頒布は、新聞折込みによる頒布又は当該候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内若しくは街頭演説の場所における頒布の方法に限られています(法142-6、令109の6③)。よって、ポスティングはできません。
- (6) 交付を受けた選挙運動用ビラ証紙は、他人に譲渡することはできません（法177-2）。
- (7) 候補者は、選挙運動用ビラを有償で作成した場合には、一定限度額の範囲内で無料(公費負担)で作成することができます。ただし、供託金没収となる候補者については除外され、その作成費は自己負担となります。また、供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります(法142-10、令109の8)。
なお、選挙運動用ビラの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。
おって、「公費負担」についての詳細は、別に配付する「公費負担のしおり」で説明してありますのでご覧ください。

5 選挙運動用ポスター及び個人演説会告知用ポスター

- (1) ポスター掲示場には、立候補の届出の順序と同一の番号を表示した掲示区画に選挙運動用ポスター及び個人演説会告知用ポスターをそれぞれ1枚だけ掲示することができます(法143-3、144の2-5、執規10の3-3)。
- (2) それぞれのポスターの規格、表面に記載しなければならない事項は次のとおりです。

	選挙運動用ポスター	個人演説会用告知ポスター
規格	長さ 42cm、幅 30cm 以内（法 144-4）	長さ 42cm、幅 10cm 以内（法 143-11）
記載事項 (表面)	掲示責任者（自然人に限る）の氏名及び住所並びに印刷者の氏名及び住所（法人にあっては名称：「株式会社〇〇印刷所」等及び所在地）（法 144-5）	掲示責任者（自然人に限る）の氏名及び住所（法 143-13）
	ポスターを使用する候補者の氏名を選挙人に見やすいように記載（法 144 の 4 の 2-1）	

- (3) 候補者は、その責任を自覚し、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはなりません。（法 144 の 4 の 2-2）

※ 法第 144 条の 4 の 2（(2)の一部及び(3)）は、令和 7 年 5 月 2 日から施行された法改正により追加された条項になります。法改正については、付録 5 の総務省作成資料を参照してください。

なお、県選挙管理委員会では、ポスターについての事前審査、内容確認は行いません。

- (4) 選挙運動用ポスターと個人演説会告知用ポスターは、(1) で述べたようにそれぞれ個別に作成して掲示することができるほか、これらのポスターを合わせて 1 枚として作成し、掲示することもできます（法 143-12）。この場合、ポスターの大きさは、長さ 42 cm、幅 40 cm 以内で、個人演説会の日時及び場所を必ず記載しなければなりません（掲示責任者の氏名及び住所並びに候補者の氏名は 1 箇所記載すれば足ります。）。

なお、ポスターは縦長、横長のいずれでも可で、ポスター掲示場の各掲示区画は、概ね縦・横 45 cm の規格で作成してあります。

- (5) 市区町村選挙管理委員会が設置したポスター掲示場以外には掲示できません。（法 143-3）

横浜市においては、8 月 3 日執行横浜市長選挙用のポスター掲示場も併設されているため、掲示場所に誤りがないよう十分に注意してください。（詳しくは横浜市各区選挙管理委員会にお問い合わせください。）

なお、掲示区画を間違っポスターを掲示した場合は、原則、候補者関係者の立会いの下、ポスターを貼り直すことになります。

- (6) ポスター掲示場の市区町村別設置数及び様式は付録 4 「ポスター掲示場設置総数等一覧」のとおりです。

設置場所及び図面は、各市区町村選挙管理委員会より、6 月 23 日以降に交付します。

- (7) ポスター掲示場にポスターを掲示することができるのは、選挙期日の公示日（7 月 3 日）の立候補届出（法第 86 条の 4）の受理後からとなります。

- (8) 候補者は、ポスターを有償で作成した場合には、一定限度額の範囲内で、無料（公費負担）で作成することができます。ただし、供託金没収となる候補者については除外され、その作成費は自己負担となります。また、供託金没収とならない候補者であっても、

一定限度額を超える経費は自己負担となります(法 143-14、令 110 の 4)。

なお、ポスターの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。

「公費負担」についての詳細は、別に配付する「公費負担のしおり」で説明してありますのでご覧ください。

6 インターネット等を利用する方法

(1) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

ア 何人も、ウェブサイト等を利用する方法により、選挙運動用文書図画の頒布を行うことができます。「ウェブサイト等を利用する方法」とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます(法 142 の 3-1)。

イ 通常のホームページやブログなどのほか、エックス(旧ツイッター)、フェイスブックなどのSNSや動画中継サイトもウェブサイト等に含まれます。

ウ ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレスやエックス(旧ツイッター)のユーザー名等を当該文書図画の受信者が使用する端末機器の映像面に正しく表示させることが義務づけられます(法 142 の 3-3)。

エ 選挙期日当日は、ウェブサイト等を更新することができません。

(2) 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

ア 選挙運動用電子メールについては、候補者・政党等確認団体(当該選挙に所属候補者があるものに限り)に限って頒布することができ、それ以外の者については、禁止されています(法 142 の 4)。

イ 選挙運動用電子メールは、次の送信対象者に対して、それぞれ次の電子メールアドレスあてに、送信することができます(法 142 の 4-2)。

送信対象者	送信対象電子メールアドレス
あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス
政治活動用電子メールを継続的に受信している者であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールアドレスに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの

ウ 選挙運動用電子メール送信者は、送信にあたり、以下の事実を証する記録を保存しなければなりません(法 142 の 4-5)。

(ア) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと

(イ) 選挙運動用電子メールの送信の求め又は送信への同意があったこと

エ 政治活動用電子メールの継続的な受信者に対し送信する場合には、以下の事実を証する記録を保存しなければなりません(法 142 の 4-5)。

(ア) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと

(イ) 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること

(ウ) 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと

オ 選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、選挙運動用電子メールを送信することはできません(法 142 の 4-6)。

カ 選挙運動用電子メールの送信者は、頒布する選挙運動用文書図画に次の事項を表示しなければなりません(法 142 の 4-7)。

(ア) 選挙運動用電子メールである旨

(イ) 選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称

(ウ) 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨

(エ) 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

(3) インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止等
有料インターネット広告に係る規制として、

ア 候補者の氏名若しくは政党等の名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告

イ アの禁止を免れる行為としてなされる、候補者の氏名若しくは政党等の名称又はこれらの類推事項を表示した、選挙運動期間中の有料インターネット広告

ウ 候補者の氏名若しくは政党等の名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告

を掲載することを禁止しています(法 142 の 6)。

ただし、政党等については、イ・ウにかかわらず、アに該当するものを除き、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした広告の掲載が認められます。

7 新聞広告

(1) 候補者は、選挙運動の期間中 5回に限り、無料で新聞広告をすることができます。この場合、5回とも同一の新聞であることを要しません(法149-4、-6)。

(2) 広告の寸法は、横9.6cm、縦2段組以内で、掲載場所は記事下に限られ、広告の色刷りは認められません(規則19-1、-5)。

(3) 候補者の本名に代えて、通称の認定を受けたときは、新聞広告は通称によらなければなりません(令89-5準用88-8)。

(4) 2人以上の候補者が共同して広告を行うことは、1人分のスペースの範囲内であれば差し支えありませんが、その場合も回数は、各候補者につき、それぞれ1回として計算されます。

- (5) 神奈川県全域を含む地方版がある新聞紙に広告を掲載するときは、全国版には掲載できません(規則19-6)。
- (6) 広告の掲載手続は、立候補届出のときに交付される**新聞広告掲載証明書**に掲載原稿を添えて、自分の希望する新聞社(広告代理店)に提出して掲載の申込みをすることになっています(規則20-1)。

なお、このとき併せて**新聞広告掲載承諾通知書**を相手の新聞社(広告代理店)へ提出してください。

8 政見放送

- (1) 候補者は、選挙運動の期間中、日本放送協会及び基幹放送事業者(テレビジョン放送は株式会社テレビ神奈川、ラジオ放送は株式会社アール・エフ・ラジオ日本)のテレビジョン放送又はラジオ放送の放送設備を使用して、その政見を無料でテレビジョン放送5回、ラジオ放送3回の計8回放送することができます(法150-1、政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)2-5、-6、平成7年県選挙管理委員会告示第19号)。
- (2) 候補者の政見は、次のア、イのいずれかの方法により、録音又は録画することができますが、それぞれの方法を利用できる候補者の条件は以下のとおり異なりますのでご注意ください。

ア 日本放送協会及び基幹放送事業者において、政見の録音又は録画を行う方法

全ての候補者が利用できます(法150-1)。

イ 候補者が録音又は録画した政見を、日本放送協会及び基幹放送事業者に持ち込む方法(以下「持ち込み方式」といいます。)

候補者のうち、いわゆる政党要件*を満たす推薦団体の推薦候補者又は同要件を満たす確認団体の所属候補者が利用できます(法150-1②)。

※**政党要件**…所属国会議員が5人以上又は直近の衆議院議員総選挙若しくは参議院議員通常選挙における得票率が2%以上。

- (3) 「持ち込み方式」を選択する候補者は、自らに係る確認団体又は推薦団体が政党要件を満たすことを証明する文書を、県選挙管理委員会に提出する必要があります。

なお、当該候補者に係る確認団体又は推薦団体が、次のア又はイに該当する場合は、文書の提出を省略することができます(法150-6①②)。

ア 政党要件を満たす参議院名簿届出政党

イ 参議院名称保護届出政党(法86の7-1)で、一定の条件を満たす政党その他の政治団体

- (4) (3)の政党要件を満たすことを証明する文書等については、県選挙管理委員会にお問い合わせください。

- (5) 「持ち込み方式」により、政見放送のための録音又は録画及び複製を有償で行った場合には、一定限度額の範囲内で無料(公費負担)で行うことができます。

ただし、一定限度額を超えた経費は自己負担となります(法150-2、令111の5)。

なお、政見放送のための録音又は録画及び複製に要した経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に参入しなければなりませんから注意してください。

おって、「公費負担」についての詳細は、別に配布する「公費負担のしおり」で説明してありますのでご覧ください。

9 経 歴 放 送

候補者が放送局に提出した経歴書に基づいて放送される経歴放送（アナウンサー等による候補者の経歴等の紹介）は、政見放送の直前に放送されるほか、日本放送協会においては経歴放送単独で、テレビで1回、ラジオで3回放送されます（法151、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）4、政見放送および経歴放送取扱規程（平成7年日本放送協会）4-5）。

※「8 政見放送」及び「9 経歴放送」の具体的な手続きは、別に配布する「政見放送等の実施について」並びに日本放送協会、株式会社テレビ神奈川及び株式会社アール・エフ・ラジオ日本の各放送局が作成した資料をご覧ください。

10 個 人 演 説 会

(1) 開催場所

ア 公営施設使用の個人演説会の開催場所は、次のとおりです（法161-1）。

（ア）学校及び公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館をいいます。）

（イ）地方公共団体が管理する公会堂

（ウ）市町村の選挙管理委員会が指定した施設

イ 個人演説会は、次の建物又は施設において開催することができません。ただし、次の（ア）の建物であっても、上記アに該当する場合は開催することができます（法166）。

（ア）国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物（公営住宅を除きます。）

（イ）汽車、電車、乗合自動車、船舶（法第141条第1項から第3項までの船舶を除きます。）及び停車場その他鉄道地内

（ウ）病院、診療所その他の療養施設

(2) 開催申出

ア 公営施設使用の個人演説会の開催の申出は、**個人演説会開催申出書**によって開催日前2日（前々日）までに施設の所在地の市区町村選挙管理委員会に申し出なければなりません（法163、令112-1）。

イ 公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする場合、同一の施設について、同時に2以上の開催申出をし、又はすでに申し出た使用の日を経過しない間に、新たな申出をすることはできません（令112-2）。

ウ 個人演説会の開催申出が受理されても、施設の管理者から開催の承諾がないときは開催できません。

エ 公営施設以外の施設を使用して行う個人演説会は、当該施設の管理者等の承諾を得て、その承諾を得たときから開催することができます。

(3) 開催回数

開催回数に制限はありません。ただし、開催中、立候補届出のときに交付される個人演説会用立札・看板類表示板を取り付けた個人演説会用立札又は看板の類のうち少なくとも1枚を会場前に掲示しなければならず、当該立札又は看板の類の数は5枚が限度です。ので、同時に開催できる個人演説会は最大5箇所となります(法164の2-1、-3)。

(4) 公営施設の使用時間

公営施設を使用する個人演説会の施設使用時間は、1回につき5時間を超えることはできません(令112-3)。

なお、5時間以内であっても、当該施設に関する管理条例等で使用時刻等が規定されている場合は、当該条例等の定めるところによります。

(5) 施設使用の費用

ア 公営施設を使用して個人演説会を開催する場合の施設(設備を含みます。)の使用については、候補者1人について同一施設(設備を含みます。)ごとに1回を限り無料で、2回目からは有料です(法164)。

イ 候補者は個人演説会のため公営施設(設備を含みます。)を有料で使用する場合、当該施設管理者から個人演説会を開催できる旨の通知を受けたときは、その費用をあらかじめ管理者に納付しなければなりません(令120-1)。

(6) 開催申出の撤回等

ア 候補者が開催申出の撤回をしようとするときは、開催日前2日(前々日)の午後5時までに個人演説会開催申出撤回届出書により市区町村選挙管理委員会に申し出てください。

この場合には、申出がなかったものとして取り扱いますので、費用が納付済である場合にはこれが返還されます(令120-2)。

イ 開催日前日又は当日には、開催申出の撤回をすることができません。

前日又は当日になって個人演説会等を開催しないこととなったときは、原則個人演説会等が開催されたものとして取り扱いますので、費用が納付済の場合であっても返還されません。

(7) 公示日における公営使用の個人演説会の開催申出受付順序について

学校、公会堂及び市区町村選挙管理委員会の指定した施設を使用する個人演説会の開催については、それぞれ、選挙区選挙の候補者又は比例代表選挙の名簿登載者が開催日前2日までに当該施設所在地の市区町村選挙管理委員会に申し込むこととなっており、その受付順序は先着順によります。

しかし、公示日当日については、市区町村選挙管理委員会が申込資格を有する候補者又は名簿登載者(以下「候補者等」といいます。)であることを確認できるのは、県選挙管理委員会から立候補届出(比例代表選出議員選挙にあつては、名簿届出)受理状況の連絡を受けた後のこととなりますから、この時刻(県からの連絡時刻)までに複数の申込者がいた場合には、候補者等の立候補届出等受理時刻※の早い順により受け付けることになります。

※ 立候補届出等受理時刻

・候補者：立候補の届出が受理された時刻

・名簿登載者：名簿の届出が受理された時刻

(8) その他

候補者は、個人演説会の開催中、立札又は看板の類(縦273cm、横73cm以内で、掲示責任者(自然人に限ります。)の氏名及び住所を必ず記載してください。)を1演説会場につき少なくとも1枚(立候補届出のときに交付される個人演説会用立札・看板類表示板を取り付けたもの)、会場前の公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。この個人演説会用立札・看板類表示板は5枚交付しますので、立札又は看板の類の正面からよく見える部分に使用中、常時取り付けてください。

なお、個人演説会場外では、この表示板を取り付けた立札又は看板の類以外の文書図画は一切掲示できません(法164の2、令125の2)。

(9) 候補者は、個人演説会の会場前等に掲示する立札及び看板を有償で作成した場合には、一定限度額の範囲内で無料(公費負担)で作成することができます。ただし、供託金没収となる候補者については除外され、その作成費は自己負担となります。また、供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります(法164の2-6、令125の3)。

なお、当該立札及び看板の作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。

おって、「公費負担」についての詳細は、別に配付する「公費負担のしおり」で説明してありますのでご覧ください。

1 1 街頭演説

(1) 街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所(例えば、広場、空地等)で多数の人に向かってする選挙運動のための演説をいいますが、街頭演説を行う場合には、演説者はその場所にとどまり、立候補届出のときに交付される標旗を掲げていなくてはなりません(法164の5-1①)。

(2) 街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に限って行うことができます。

なお、街頭演説を行う場合、演説者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように、又、長時間にわたり、同一の場所にとどまってしまうことのないように努めなければなりません(法164の6)。

(3) 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者一人について15人を超えてはなりません。しかも、これらの者は、立候補届出のときに交付される選挙運動員章(腕章)又は乗車・乗船章(腕章)を着けていなければなりません。交付される選挙運動員章(腕章)は11枚で、乗車・乗船章(腕章)は4枚ですから、街頭演説を行う場合の運動員は、それぞれの腕章を着けた者を通じて15人までということになります。

なお、この選挙運動員15人のなかには、「2 選挙運動用自動車、船舶及び拡声機(4)」(16ページ)で述べたように候補者及び運転手(自動車1台につき1人)又は船員は含まれませんから、これらの人は腕章を着ける必要はありません(法164の7)。

(4) 標旗及び腕章は、選挙期日後直ちに県選挙管理委員会へ返却してください。

(5) 街頭演説を行う場合には、その場所で、街頭演説の一部として連呼することは許され

ますが、(2)の趣旨にご留意ください(「2 選挙運動用自動車、船舶及び拡声機(7)」17ページ参照)(法140の2-1ただし書)。

- (6) 街頭演説を行う場所においては、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は、一切使用できません。

ただし、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車又は船舶に取り付けられているポスター、立札、ちょうちん及び看板の類並びに個人演説会用立札・看板類表示板を付けた立札及び看板の類については差し支えありません。

1 2 選 挙 公 報

- (1) 選挙公報は、候補者から掲載申請のあった原稿をそのまま掲載します。
- (2) 選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとする候補者は、選挙期日の公示日の翌日(7月4日)の午後5時までに、選挙公報掲載申請書1通(掲載写真1枚を添付)に選挙公報掲載文原稿1通を添えて、県選挙管理委員会に提出してください。7月4日午後5時を過ぎて申請書を提出されても掲載を受けることができませんから注意してください(法168-1)。

なお、掲載文の申請期間(7月3日～4日)前においても、掲載文原稿のご相談(期間及び場所については、別途、県選挙管理委員会からお知らせします。)を受けたうえで、当該原稿をお預りします。申請期間は2日限りですから掲載申請が間に合わないおそれも出てきますので、できるだけこの制度を利用してください。

- (3) 選挙公報掲載申請書、選挙公報掲載文原稿等の記載に当たっては、別に配付します「選挙公報掲載申請のしおり」をよくご覧のうえ、誤りのないようにしてください。

※ なお、県選挙管理委員会のホームページ上に選挙公報を掲載しますが、選挙管理委員会ホームページに掲載された選挙公報をプリントアウトして、不特定多数の者に頒布することは公職選挙法の選挙運動用文書図画の規制に抵触するおそれがありますので、ご注意ください。(法142、146)

1 3 特 殊 乗 車 券

- (1) 候補者には、無料の特殊乗車券が15枚交付されますが、その発行期間は、7月3日(選挙期日の公示日)から7月20日(投票日)までとなっています(法176、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等(平成6年運輸省告示第819号))。
- (2) 交付を受けるには、立候補届出のときに交付される公職の候補者旅客運賃後払証を次のところに提出してください。なお、特殊乗車券は、「後払証」1枚と引換えに1枚が発行されます。

- * 鉄 道……………当該鉄道所属駅(巻末付録6参照)
- * 軌 道……………当該軌道所属駅
- * 一般乗合旅客自動車……………当該バス会社の本社

- (3) 特殊乗車券の通用期間は、発行の日から7月25日(投票日後5日)までとなっていますので、期間経過後は、直ちに発行場所に当該乗車券を返還してください。なお、立候補

を辞退したとき等も同様です(法177-1)。

(4) 特殊乗車券の有効区間は、次のとおりとなっています。

＊ 鉄道・軌道…神奈川県内各社自線内各駅相互間（ただし、東日本旅客鉄道(株)と東海旅客鉄道(株)は、各社相互の各駅を発着しても自線内とみなします。）

＊ 一般乗合旅客自動車………神奈川県内のバス路線全線

(5) 特殊乗車券を使用できる者は、候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者だけです。したがって、これらの人以外の者が使用したときは無効として回収されます。

(6) 特別急行料金、普通急行料金、特別車両料金その他の料金は、それぞれ使用者が別にその都度支払わなければなりません。

1 4 文 書 図 画 の 撤 去

選挙運動のために使用したポスター、立札、看板等の文書図画は、次によりその撤去をしなければなりません(法143の2、178の2)。

(1) 選挙事務所を表示するためにその場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、選挙事務所を移転又は廃止したとき直ちに

(2) 選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、自動車又は船舶を主として選挙運動のために使用することをやめたとき直ちに

(3) 個人演説会の会場内においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、当該個人演説会が終了したとき直ちに

(4) 個人演説会の開催中会場前等に掲示する立札及び看板の類については、選挙の期日後速やかに（選挙期日当日に掲示しておくことはできません。）

1 5 選 挙 運 動 費 用

(1) 出納責任者

ア 選挙運動に関する支出は、出納責任者（出納責任者の文書による承諾を得た者を含みます。）でないとできません(法187-1)から、立候補の届出をすると同時に出納責任者選任届を県選挙管理委員会に提出してください（法180-1、-3、184）。

イ 出納責任者を選任することができる者は、当該候補者又は推薦届出者です(法180-1)が、推薦届出者が出納責任者を選任する場合は、候補者の承諾が必要です（出納責任者選任(異動)承諾書及び推薦届出代表者証明書の用紙は、県選挙管理委員会にあります。）(法180-4)。

ウ 選任者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができます。なお、選任者が推薦届出者である場合の解任には候補者の承諾が必要です。また、出納責任者自身も、候補者及び選任者に文書で通知することにより出納責任者を辞任することができます(法181)。

エ 選任者は、出納責任者に異動があったときは、アに準じて直ちに県選挙管理委員会に届け出(出納責任者異動届)なければなりません(法182)。

(2) 選挙運動費用支出制限額

ア 選挙運動のために支出できる候補者1人当たりの金額（支出制限額）は、公示日の県公報に告示するとともに、立候補の届出の際にお知らせします。

イ この支出制限額には、立候補準備のための支出が含まれますから注意してください。

ウ 出納責任者の選任者は、出納責任者の支出できる金額の最高額を定め、文書を作成して出納責任者とともに署名押印しなければなりません（法180-2）。この場合の最高額は、出納責任者の選任以前に立候補準備のために支出した額を選挙運動費用支出制限額から差し引いた金額以内の額ということになります。

エ 候補者若しくは出納責任者となった者又は他の者がこれらの者と意思を通じてした立候補準備のための支出は、出納責任者を選任後速やかに出納責任者に引き継がなければなりません（法187-2）。これは、(5)で述べる収支報告書に出納責任者が一括して報告することになります。

オ 選挙運動に従事する者（以下「選挙運動員」といいます。）に対し支給することができる実費弁償の最高額及び選挙運動員のうち、選挙運動のために使用する事務員（以下「選挙事務員」といいます。）、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（以下「車上等運動員」といいます。）、専ら手話通訳のために使用する者（以下「手話通訳者」といいます。）及び専らウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために行う要約筆記（口述を要約して文書図画に表示することをいいます。）のために使用する者（以下「要約筆記者」といいます。）に対し支給することができる報酬の最高額は、次のとおりです（法197の2-1、-2、執規65の2）。

(ア) 選挙運動員 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

- a 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- b 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- c 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- d 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除きます。）について、路程に応じた実費額
- e 宿泊料(食事料2食分を含みます。) 1夜につき23,000円
- f 弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円
- g 茶菓料 1日につき1,000円

(イ) 選挙事務員 1 人に対し支給することができる報酬の額

1日につき 15,000円

(ウ) 車上等運動員 1 人に対し支給することができる報酬の額

1日につき 20,000円

(エ) 手話通訳者 1 人に対し支給することができる報酬の額

1日につき 20,000円

(オ) 要約筆記者 1 人に対し支給することができる報酬の額

1日につき 20,000円

カ 報酬を支給することができる選挙運動員は、選挙事務員、車上等運動員、手話通訳者*及び要約筆記者に限られ、合わせて1日50人以内（異なる者を雇う場合は、異なる者の総数が250人以内）で、その者を使用する前に文書（（報酬を支給する者の）届出書）で、県選挙管理委員会に届け出た者に限られます（法197の2-2、-5、令129-3①、-8）。

※ 候補者が「8 政見放送」（2）（21ページ）の持ち込み方式により政見を録音又は録画する場合において、手話通訳者を雇い、報酬を支給する場合は、報酬を支給する前に文書（（報酬を支給する者の）届出書）で、県選挙管理委員会に届け出れば足り（法197の2-5、令129-7）。

キ 選挙運動のために使用する労務者（以下「選挙労務者」といいます。）に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額は、次のとおりです（法197の2-1、執規65の2）。

なお、選挙労務者とは、選挙人に対し直接投票を勧誘する行為や自らの判断に基づいて投票に有利な行為を行うなど、いわゆる公職選挙法にいう選挙運動を行うことなく、専ら候補者の指示に基づき単純な機械的な作業を行う者を指します。

(ア) 選挙労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額

- a 基本日額 10,000円
- b 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割

（注）電話による投票依頼やビラ配りに従事する者は選挙運動員となりますので、それらの者に報酬を支給することはできませんのでご注意ください。

(イ) 選挙労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

- a 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- b 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- c 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- d 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除きます。）について、路程に応じた実費額
- e 宿泊料(食事を除きます。) 1 夜につき20,000円

なお、弁当料及び茶菓料の実費弁償はできません。

ク 飲食物の提供は、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供及び法律で認められた選挙運動員及び選挙労務者に選挙事務所において食事をするために提供する弁当（携行するために提供された弁当を含みます。）に限られます。

なお、弁当については、一食1,500円以内で選挙運動期間を通じて1,071食（63食×17日）に限られます（法139）。

また、選挙労務者に対して弁当を提供したときは、日当はその弁当料を差し引いて支給することになります（令129-2）。

(3) 寄附の禁止等

ア 候補者及びその候補者の後援団体（いわゆる後援会）が自分の選挙区内にある者に対し、寄附をすることは、いかなる名義をもってするを問わず禁止されています。ただし、政党や親族に対するもの及び選挙前の一定期間（今回選挙については、4月29

日から選挙期日まで)を除く時期に開催される政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償(食事や食料の提供は、禁止)は、除かれます(法199の2、199の5)。

そして、一部の例外を除き、罰則の対象となります(法249の2)。

なお、候補者以外の者が候補者名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

イ 次に記載の候補者(現職及び候補者になろうとする者を含みます。)及びその候補者の後援団体(いわゆる後援会)が陣中見舞等の寄附をすることも罰則の対象となりますので、受けないようご注意ください(法199の2、199の5)。

(ア) 参議院比例代表選出議員

(イ) 候補者の住所の属する区域を選挙区とする参議院選挙区選出議員及び衆議院議員

(ウ) 候補者の住所の属する区域を選挙区とする地方公共団体の議会議員及び長

ウ 次の者(会社、法人等の団体も含みます。)からの寄附を受けることも違法となりますので、受けないようご注意ください(法199、政規法21-1、-2、22の5、22の6)。

(ア) 国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者

(イ) 会社、労働組合、職員団体その他の団体(政治団体を除きます。)

(ウ) 外国人、外国法人又は主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織(主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であって、その発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されているものを除きます。)

(エ) 本人名義以外の名義又は匿名による寄附

エ 陣中見舞等選挙運動(政治活動を含みます。)のため個人から受ける寄附は、1人につき年間150万円を超えることはできませんので、ご注意ください(政規法22-2)。

オ 後援団体(いわゆる後援会)が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかんを問わず処罰され、設立目的事業に関する寄附も選挙前の一定期間(今回選挙については、4月29日から選挙期日まで)は禁止され、処罰されます(法199の5、249の5)。

カ 候補者が、自分の後援団体(資金管理団体の場合を除きます。)に寄附することや政治教育集会に関する実費の補償をすることも、選挙前の一定期間(今回選挙については、4月29日から選挙期日まで)は禁止され、処罰されます(法199の2、199の5、249の5)。

(4) 会計帳簿及びその記載要領

ア 出納責任者は、規則第22条による会計帳簿(巻末付録9参照)を備え、選挙運動についての寄附及びその他の収入並びに支出を記載しなければなりません(法185)。

イ 次に掲げるものはすべて選挙運動に関する支出でないものとみなされますので、これらは選挙運動費用に算入する必要はありません(法197)。

(ア) 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

(イ) 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

(ウ) 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出

(例 候補者が使用したタクシー代)

(エ) 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

(オ) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

(カ) 法第201条の4又は法第14章の3の規定により、いわゆる推薦団体及び確認団体が行う選挙運動のために要した支出

(キ) 候補者の選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出

(例 選挙運動用自動車の借上料、選挙運動用自動車のガソリン代、選挙運動用自動車の運転手代、有料道路通行料)

なお、供託金は、選挙運動費用ではないと解されていますので、選挙運動費用に算入しません。

ウ 出納責任者以外の者が候補者のため寄附を受けたときは、寄附を受けた日から7日以内に（出納責任者から請求があったときは直ちに）寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

なお、この寄附で候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後、直ちに
出納責任者にその明細書を提出しなければならないことになっています(法186)。

エ 出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。ただし、天災地変のため連絡がと絶したり、相手方が死亡したり、郵便切手や電車、バスの切符の購入等社会通念上領収書を発行しない慣例となっているような場合には、徴収しないでもよいことになっています(法188-1)。

オ 収入簿に記載する事項は、選挙運動に関する寄附その他の収入全部であり、また、必ずしも金銭収入のみを意味するものではありません。

例えば、選挙事務所を無償で提供されたとか、日当の支払をせずに、労力奉仕をしてもらったとか、物品の供与を受けたような場合には、現実に金銭の収入又は支出は行われておりませんが、これを時価に見積もった金額を記載しなければなりません。したがって、見積もられた金額を収入簿に記載しますが、労力の提供を受けたときは、併せて支出簿にもその金額を支払ったこととして記入しなければなりません。

なお、供与を受けた物品は、使用したときに支出に計上します。

カ この帳簿には、収入又は支出のあった都度日を追って記載し、記入漏れ等のない限り、月日の交錯するようなことのないように整備しておくことが必要です。

キ 寄附をした者が、政治団体である場合の「職業」欄には、「政治団体」と記載します。

ク 支出簿は、「立候補準備のために支出した費用」と「選挙運動のために支出した費用」の2科目を設けて（又は各々分冊して）記載し、更に次の10費目を設けて各費目ごとに記載することとなります。

(ア) 人件費…選挙労務者並びに選挙事務員、車上等運動員、手話通訳者及び

要約筆記者に対する報酬が考えられます。

(イ) 家 屋 費

a 選挙事務所費……主として事務所の借上料です。この中には、事務所自体の借上料と机等備品の借上料及び電話の架設費も含まれます。

b 集合会場費等……主として個人演説会場の借上料です。この中にも、机等備品の借上料が含まれます。

(ウ) 通 信 費……事務連絡用電報、電話（電話の借上料及び通話料）及び事務連絡のための郵便（葉書、封書）等に要する費用です。

(エ) 交 通 費……選挙運動員及び選挙労務者に対し支給した船車馬賃実費弁償です。友人等が好意的に乗物に乗せてくれた場合にも時価に換算して費用の中に加算します。

なお、イ(ウ)及び(キ)に該当するものは選挙運動に関する支出でないものとみなされますので、これらは選挙運動費用に参入する必要はありません。

(オ) 印 刷 費……選挙運動用ポスター、個人演説会告知用ポスター、選挙運動用通常葉書及び選挙運動用ビラの印刷費が主なものです。

なお、それらの作成費が公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。

(カ) 広 告 費……立札、看板、ちょうちん、たすき、拡声機及び政見の録音又は録画等の費用です。

なお、立札、看板の作成費及び政見の録音又は録画に要した費用が公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。

(キ) 文 具 費……紙、筆記用具その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用です。

(ク) 食 糧 費……湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用及び法律で認められた選挙運動員及び選挙労務者に出す弁当の調製に要した費用等です。

(ケ) 休 泊 費……休憩及び宿泊に要した費用です。

(コ) 雑 費……その他光熱水費等です。

ケ 支出簿も収入簿と同様、金銭のみの支出を意味せず、金銭以外の支出、例えば、無償で労務の提供を受けた場合等も時価に見積もった金額を記載することになります。

この場合には、「金銭以外の支出の見積の根拠」欄には見積の根拠を「無償労務提供10日分」等と記載し、「支出の目的」欄には「労務費」等と記載することになります。また、「支出をした者の別」欄には、出納責任者、候補者その他の者の支出の区別を記載します。

コ 選挙運動員（選挙事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者を除きます。）

には、人件費を支払うことはできません。この場合、実費弁償は差し支えありませんから人件費以外の費目、例えば、交通費や休泊費などに要した実費を記載することになります。

サ 出納責任者は、この会計帳簿、領収書等を収支報告書提出の日から3年間保存しなければならないことになっておりますから特に注意してください（法191）。

(5) 収支報告書の提出とその記載要領

ア 選挙運動に関する収支報告書の提出は、出納責任者の仕事のうち、最も重要なことであり義務事項であります（法189）。

イ 出納責任者が提出する収支報告書には、法律で真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えることになっていますが、これは配付しました収支報告書用紙中(末尾)に刷り込んでありますので、併せて提出することになります（法189-3）。

ウ 収支報告書に記載するものは選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出で、次に掲げる一切のものを精算のうえ、記入しなければなりません（法189-1）。

(ア) 選挙期日の公示日（7月3日）前になされた寄附及びその他の収入並びに支出

(イ) 選挙期日の公示日から選挙期日（7月20日）までになされた寄附及びその他の収入並びに支出

(ウ) 選挙期日後第1回収支報告書提出の日までになされた寄附及びその他の収入並びに支出

(エ) 前記の(ア)～(ウ)の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出

エ 収支報告書は会計帳簿に従って作成し、次により精算して県選挙管理委員会に提出しなければなりません。この場合、その収支報告書には、支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面の写し（領収書その他の支出を証明する書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し）を添付してください（法189-1）。

なお、選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ、選挙事務所の立札及び看板、選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板、選挙運動用ポスター、個人演説会告知用ポスター、個人演説会の会場前等に掲示する立札及び看板の作成費並びに政見の録音又は録画に要した費用が公費負担で行われる場合、その額が全額公費負担で賄われるときには、領収書の写しは不要です。ただし、作成費の額が公費負担の額を超える場合には、その超える分についての領収書の写しが必要となりますのでご注意ください。

(ア) 第1回分の収支報告は、選挙期日から15日以内（8月4日まで）

(イ) 第1回分の報告書を提出した後の寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内

オ 報告書は、1部（控えが必要な場合は2部）提出してください。

なお、総務省のホームページから、選挙運動費用収支報告書作成支援様式を入手することができますので、ぜひご活用ください。こちらの様式は参議院比例代表選出議員選挙用の様式となっていますので、選挙名の変更や不足事項の追加等が必要となりますので、ご注意ください。

(URL https://www.soumu.go.jp/senkyo/sakusei_shien.html)

(6) 個人が候補者の選挙運動に関して寄附をした場合における課税上の優遇措置

ア 優遇措置の内容

参議院神奈川県選出議員選挙の候補者として、立候補の届出をした者に対して個人が行う選挙運動に関する寄附（労務の無償提供や事務所の無償提供等は除きます）については、イ以下に述べる要件に該当する場合には、個人のする政治活動に関する「特定寄附金」とみなされて、寄附金控除の対象となります。

(ア) 寄附金控除額の計算(所得税法(昭和40年法律第33号)78-1)

特定寄附金を支出した場合の「寄附金控除額」は、次の算式により算出した金額です。

（その年に支出した「特定寄附金の額の合計額」とその年の「総所得金額等の40%相当額」とのいずれか少ない方の金額）－ 2千円＝寄附金控除額

なお、政治活動に関する寄附金以外の特定寄附金がある場合には、上記算式の「特定寄附金の額の合計額」は、これらの特定寄附金の額の合計額となります。

(イ) 確定申告

寄附金控除を受けようとする場合には、確定申告を行うことが必要です。

イ 優遇措置を受けられる要件

(ア) 報告義務

公職の候補者は、法第189条の規定による収支報告書に、寄附の内訳として寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載して報告することが必要です。

(イ) 適用除外

a 政規法の規定に違反するもの

個人がする寄附の年間の総枠として、政党及び政治資金団体以外の政治団体並びに公職の候補者に対するものはあわせて1,000万円まで、また、公職の候補者に対する寄附については、同一の者に対して年間150万円までという個別規制が設けられています。

b 寄附者に特別の利益が及ぶと認められるもの

寄附をした本人に特別の利益が及ぶものと認められる場合には、対象から除かれます。どのようなケースがこれに該当するかは、実際の場合に応じて税務署で判断されます。

ウ 手 続

寄附者が「特定寄附金」として寄附金控除を受けるためには、次のような手続で処理されることになります。

(ア) 寄附者

a 確定申告

寄附者は、適格な候補者に寄附をした場合には、税務署に対してその旨の確定申告を行う必要があります。

b 添付書類

確定申告の際には、公職の候補者から**寄附金控除のための書類**の交付を受けて、これを添付することが必要です。なお、この書類には、県選挙管理委員会の「確認印」が押されています。

(イ) 公職の候補者のなすべき事項

公職の候補者は、寄附者が所得税の寄附金控除を受けようとする場合には、次のことをする必要があります。

a 収支報告書の提出と**寄附金控除のための書類**の提出

出納責任者は収支報告書を法定の期限内に提出するとともに、寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附金額及び年月日を寄附の内訳として、報告書に記載することが必要です。

収支報告書の提出に際しては、**寄附金控除のための書類**を1部添付し、収支報告書に記載された内容と一致することについて県選挙管理委員会の確認を受けることが必要です。

b **寄附金控除のための書類**を寄附者に交付すること

この書類については、県選挙管理委員会が収支報告書と照合のうえ、確認印を押して、後日、提出した公職の候補者に返還します。その後、速やかに寄附者にこの書類を交付して、寄附者が手続をとれるようにしてください。

c **寄附金控除のための書類**の作成

公職の候補者は、あらかじめ様式に準じて、**寄附金控除のための書類**を作成しておくといでしょう。この様式のうち、「寄附を受けた者」の欄には、公職の候補者の氏名及び住所を印刷しても差し支えありません。

寄附金控除について分からない点は、国税局（個人課税課）又は最寄りの税務署にお問い合わせください。

(その1)

執行年月日、選挙名を記載

選挙運動費用収支報告書

1 令和 7 年 7 月 20 日執行 参議院神奈川県選出議員 選挙 (

選挙区)

2 公職の候補者 住 所 神奈川県〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇

・丁目等は「ー」「の」でも可
・「神奈川県」は省略可

氏 名 〇 〇 〇 〇

戸籍上の氏名を記載すること。
戸籍名を記載した上で通称を記載することも可。

3 ●月●日から

(第 1 回分)

第 1 回分：8 月 4 日 午後 5 時までに提出

●月●日まで

・始まりは最初の収入があった日
・終わりは最後の収入又は支出があった日

(記載上の注意点)

- 1 収入の部においては、一件 1 万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件 1 万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載してください。なお、寄附については、一件 1 万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえありません。
- 2 収入の部中「種別」の欄には、寄附、その他の収入の区別を明記してください。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るものをいいます。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができます。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記してください。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載してください。
- 6 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載してください。
- 7 記載方法の詳しいことについては、「候補者のしおり」の該当部分を読んでください。
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

《収支報告書の記載例》

4 収 入 の 部

すべての項目を記載。空欄は不可。（その他の収入の場合や個別に記載しない寄附の場合は、「寄付をした者」欄の記載は不要です。）

(その2)

月 日	金 額 又 は 見 積 り	種 別	寄 附 を し た 者		金 銭 以 外 の 寄 附 及 び そ の 他 の 収 入 の 見 積 り の 根 拠	備 考
			住 所 又 は 主 たる 地 所 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業	
●月●日	5,000,000円	その他の収入				自己資金
●月●日	1,500,000	その他の収入				借入金
●月●日	3,500,000	寄附	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇党	政治団体	
●月●日	1,200,000	寄附	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	会社役員	
●月●日	600,000	寄附	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	会社員	無償労務提供の場合、 支出の部にも記載
●月●日	1,300,000	寄附	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	会社社長	
●月●日	70,000	寄附				10件
●月●日	100,000	寄附	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	学生	無償労務提供 10日分
●月●日	1,200,000	寄附	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	団体役員	
●月●日	1,000,000	寄附	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	無職	
・ 記載は収入日順 ・ 最初の支出日より収入日が先となる ・ 寄附（金銭以外によるもの、無償提供含む）又はその他の収入（自己資金、借入金）の区分を記載						
・ 1件1万円を超えるものは、各件ごとに個別に記載 ・ 1件1万円以下のものについては、収入日ごとに、種別（寄附・その他の収入）ごとの件数と金額の合計を記載 ・ 1件1万円以下の収入を個別に記載してあっても可 ・ 寄附金控除のための書類がある場合には、1件1万円以下でも必ず個別に記載が必要						

(その3)

4 収 入 の 部

月 日	金 額 又 は 積 金 見 額	種 別	寄 附 を し た 者			金 銭 以 外 の 寄 附 収 入	備 考
			住 所 又 は 主 たる 地 所	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
	円						
計	寄 附	8,970,000	(その2)～(その3)の種別ごとの合計				
	そ の 他 の 入 収	6,500,000					
	計	15,470,000					
前 回 計	寄 附						
	そ の 他 の 入 収						
	計		1 回目は「総額」＝「計」				
総 額	寄 附	8,970,000	・ 公費負担がある場合に記載 ・ (その5)「支出のうち公費負担相当額」欄にも同様の記載				
	そ の 他 の 入 収	6,500,000					
	総 計	15,470,000					

参 考	公費負担相当額	8,364,685 円
	(内訳)	
	・ 選挙運動用通常葉書作成費	656,700 円
	・ ビラ作成費	1,824,000 円
	・ ポスター作成費	1,962,240 円
	・ 選挙事務所用立札・看板作成費	368,274 円
	・ 自動車等取付用立札・看板作成費	232,456 円
	・ 個人演説会場用立札・看板作成費	222,015 円
	・ 政見放送のための録音・録画費	3,099,000 円

5 支出の部

すべての項目を記載。空欄は不可

月 日	金 見 額 又 積 は 額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 支 の 出 の 根 拠 外 見 の 積 拠	備 考
				住 事 務 所 又 は 主 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
(一) 人件費	円	立候補準備（公示日の前日まで）／選挙運動（公示日以降）						
●月●日	110,000	選挙運動	労務費	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	無職	11日分	
●月●日	80,000	選挙運動	労務費	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	無職	8日分	
●月●日	100,000	選挙運動	労務費	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	学生	無償労務提供 10日分	1日 10,000円
●月●日	255,000	選挙運動	運動員報酬	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	学生	17日分	無償労務提供の場合 ・収入の部にも記載 ・「領収書等を徴し 難い事情があった 支出の明細書」に も記載
●月●日	255,000	選挙運動	運動員報酬	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	学生	17日分	
●月●日	255,000	選挙運動	運動員報酬	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	学生	17日分	
●月●日	340,000	選挙運動	運動員報酬	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	学生	17日分	
●月●日	255,000	選挙運動	運動員報酬	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	無職	17日分	
計	1,650,000							
・記載は支出日順 ・最初の支出日より収入日が先			・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している ・人件費の計を記載					

5 支出の部

すべての項目を記載。空欄は不可

月 日	金額又は 見 積	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 地 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
(二) 家屋費	円							
(イ) 選挙事務所費			立候補準備（公示日の前日まで）／選挙運動（公示日以降）				公共施設、郵便、電気、ガス、水道、NTT等は職業欄は空欄でも可	
●月●日	200,000	立候補準備	電話架設費	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	NTT東日本〇〇支店			
●月●日	357,000	選挙運動	机・いす代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	家具店		
●月●日	70,000	選挙運動	駐車場料金	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	貸ビル業		
●月●日	180,000	選挙運動	選挙事務所借上	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	貸ビル業		
小計	807,000							
(ロ) 集会場費等								
●月●日	15,000	選挙運動	会場使用料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	貸ビル業		
●月●日	5,000	選挙運動	会場使用料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇市〇〇会館			
●月●日	15,000	選挙運動	会場使用料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	貸ビル業		
小計	35,000							
合計	842,000							

・ 記載は支出日順
・ 最初の支出日より収入日が先

・ 各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している
・ (イ) 選挙事務所費、(ロ) 集会会場費等それぞれの計及び家屋費の合計を記載

すべての項目を記載。空欄は不可

5 支出の部

月 日	金 見 額 又 積 は 額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 支 出 の	銭 出 の 根	外 見 の 積 拠	備 考
				住 事 務 所	又 は の 所	主 た る 所 在 地				
(三) 通信費		円	立候補準備（公示日の前日まで）／選挙運動（公示日以降）							
●月●日	30,000	立候補準備	切手代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇		日本郵便（株） 〇〇郵便局		公共施設、郵便、電気、ガス、水道、NTT等は職業欄は空欄でも可		
●月●日	25,000	立候補準備	切手代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇		日本郵便（株） 〇〇郵便局				
●月●日	100,000	選挙運動	切手代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇		日本郵便（株） 〇〇郵便局				
●月●日	20,000	選挙運動	切手代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇		日本郵便（株） 〇〇郵便局				
●月●日	50,000	選挙運動	電話代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇		NTT東日本〇〇支店				
計	225,000									
			・ 記載は支出日順 ・ 最初の支出日より収入日が先							
			・ 各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している ・ 通信費の計を記載							

5 支出の部

すべての項目を記載。空欄は不可

月	日	金 額 又 は 積 金 見 額	区 分	支 出 の 的 目 的	支 出 を 受 け た 者		金 銭 以 外 の 積 拠	備 考
					住 所 又 は 主 たる 地 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名		
(四) 交通費		円	立候補準備（公示日の前日まで）／選挙運動（公示日以降）					
●月●日		30,000	選挙運動	実費弁償	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	無職	
●月●日		25,000	選挙運動	ガソリン代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	ガソリンスタンド	
●月●日		100,000	選挙運動	タクシー代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	タクシー業	
●月●日		20,000	選挙運動	通行料金	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	東日本高速道路(株)		
●月●日		30,000	選挙運動	車借上料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	会社員	公共施設、郵便、電気、ガス、水道、NTT等は職業欄は空欄でも可
●月●日		25,000	選挙運動	車借上料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	無職	
●月●日		100,000	選挙運動	タクシー代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	タクシー業	
●月●日		50,000	選挙運動	車借上料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	貸自動車業	
計		380,000	・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している ・交通費の計を記載					
		・記載は支出日順 ・最初の支出日より収入日が先						
【参考】計上する必要がない支出例 ・選挙運動用自動車を使用するために要した支出(借上料、ガソリン代、運転手代、有料高速道路通行料など) ・候補者が乗用する船車馬等のために要した支出(候補者が使用したタクシー代など) →選挙運動用自動車以外の支出及び候補者以外が使用したタクシー代は計上する なお、選挙運動用自動車を駐車するために要した支出は計上が必要								



公費負担がある場合

- ・日付は、引渡日を記載
- ・金額は、公費負担された金額
- ・「備考」欄に枚数を記載
- ・(その5)「支出のうち公費負担相当額」欄にも同様の記載

すべての項目を記載。空欄は不可

(その4-6)

5 支出の部

月 日	金 額 又 積 金 見 額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 積 金 支 出 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 地 所	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
(六) 広告費	円	立候補準備（公示日の前日まで）／選挙運動（公示日以降）						
●月●日	368,274	立候補準備	選挙事務所看板代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	塗装業		6 枚
●月●日	226,000	立候補準備	政見録音代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	放送業		1種類
●月●日	2,873,000	立候補準備	政見録画代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	放送業		1種類
●月●日	232,456	立候補準備	自動車看板代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	塗装業		4 枚
●月●日	1,000,000	立候補準備	スピーカー等借上代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	電気業		
●月●日	222,015	立候補準備	個人演説会看板代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	看板業		5 枚
●月●日	21,000	選挙運動	ビラ折込料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	新聞販売		
●月●日	17,600	選挙運動	ビラ折込料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	新聞販売		
●月●日	30,000	選挙運動	自動車看板修理代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	塗装業		
●月●日	300,000	選挙運動	個人演説会垂幕代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	広告業		
計	5,290,345	・ 各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している ・ 広告費の計を記載						
・ 記載は支出日順 ・ 最初の支出日より収入日が先								
		公費負担がある場合 ・ 日付は、引渡日を記載 ・ 金額は、公費負担された金額 ・ 「備考」欄に枚（種類）数を記載						

- ・記載は支出日順
- ・最初の支出日より収入日が先

- 公費負担がある場合
- ・日付は、引渡日を記載
 - ・金額は、公費負担された金額
 - ・「備考」欄に枚(種類)数を記載
 - ・(その5)「支出うち公費負担相当額」欄にも同様の記載

すべての項目を記載。空欄は不可

5 支出の部

月日	金額又は積	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の見掛けの積	備考
				住所又は主たる地	氏名又は団体名	職業		
(七) 文具費	円	立候補準備（公示日の前日まで）／選挙運動（公示日以降）						
●月●日	50,000	立候補準備	電卓代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	小売業		
●月●日	33,000	立候補準備	コピー用紙代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	小売業		
●月●日	95,270	選挙運動	コピー機借上代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	リース業		
計	178,270							
			・ 各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している ・ 文具費の計を記載					
			・ 記載は支出日順 ・ 最初の支出日より収入日が先					

[illegible]

5 支 出 の 部

すべての項目を記載。空欄は不可

月 日	金 額 又 積 金 見 額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
(九) 休泊費	円	立候補準備（公示日の前日まで）／選挙運動（公示日以降）						
●月●日	257,000	選挙運動	宿泊費	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	ホテル業		
●月●日	180,000	選挙運動	宿泊費	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	ホテル業		
計	437,000							
			・ 記載は支出日順 ・ 最初の支出日より収入日が先					
			・ 各支出について、添付された領収書等の写し等と記載が合致している ・ 休泊費の計を記載					

[illegible]

(その5)

5 支 出 の 部

月 日	金 額 又 は 積 金	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者		金 銭 以 外 の 積 金 支 出 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 地 所	氏 名 又 は 団 体 名		
	円						
計	立候補準備のための支出	9,744,621	(その4)の区分ごとの合計				
	選挙運動のための支出	3,933,470					
	計	13,678,091					
前回計	立候補準備のための支出						
	選挙運動のための支出						
	計						
総額	立候補準備のための支出	9,744,621	・「総額」＝「計」 ・収入－支出＋公費負担相当額の計≥0となる				
	選挙運動のための支出	3,933,470					
	総計	13,678,091					
支出のうち公費負担相当額	項 目	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 ((A)×(B)=(C))			
	選挙運動用通常葉書の作成	7.96	82,500枚	656,700円			
	ビラの作成	6.08	300,000枚	1,824,000円			
	ポスターの作成	80	24,528枚	1,962,240円			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	61,379	6枚	368,274円			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	58,114	4枚	232,456円			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	44,403	5枚	222,015円			
	政見放送のための録画等			3,099,000円			
	計			8,364,685円			

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 8 月 4 日

この収支報告書における最後の収入又は支出の日以降、提出日以前

出 納 責 任 者

住 所 〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇

氏 名 〇 〇 〇 〇

(その6)

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（１）

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
●月●日	1,962,240 ^円	立候補準備	選挙運動用ポスター印刷	公費負担のため
●月●日	656,700	立候補準備	選挙運動用通常葉書印刷	公費負担のため
●月●日	1,824,000	立候補準備	選挙運動用ビラ印刷	公費負担のため
●月●日	368,274	立候補準備	選挙事務所用看板代	公費負担のため
●月●日	226,000	立候補準備	政見録音代	公費負担のため
●月●日	2,873,000	立候補準備	政見録画代	公費負担のため
●月●日	232,456	立候補準備	自動車看板代	公費負担のため
●月●日	222,015	立候補準備	個人演説会看板代	公費負担のため
●月●日	100,000	選挙運動	労務費	労務の無償提供による

支出の部の記載と一致

(その7)

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（2）

支 出 の 年 月 日	支 出 の 金 額	区 分	支 出 の 目 的	領 収 書 そ の 他 の 支 出 を 証 す べ き 書 面 を 徴 し 難 か っ た 事 情
	円			

執行年月日、選挙名を記載

1 令和 7 年 7 月 20 日執行 参議院神奈川県選出議員 選挙 (選挙区)

2 公職の候補者 氏 名 ○ ○ ○ ○

3 出納責任者 氏 名 ○ ○ ○ ○

戸籍上の氏名を記載すること。
戸籍名を記載した上で通称を記載すること可。

- 備考 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記してください。
2 「支出の目的」の欄は、支出の目的（謝金、人夫費、家屋贈与等）、員数等を記載してください。

(その8)

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 費 目	支 出 の 目 的
文具費	コピー機借上代

執行年月日、選挙名を記載

1 令和 7 年 7 月 20 日執行 参議院神奈川県選出議員 選挙 (選挙区)

2 公職の候補者 氏 名 ○ ○ ○ ○

3 出納責任者 氏 名 ○ ○ ○ ○

戸籍上の氏名を記載すること。
戸籍名を記載した上で通称を記載することも可。

- 1 「支出の費目」の欄には、収支報告書に記載した支出の費目（「人件費」等）を記載してください。
- 2 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫費、家屋贈与等）、員数等を記載してください。
- 3 支出の目的ごとに別葉としてください。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出してください。

(その1)

執行年月日、選挙名を記載

選挙運動費用収支報告書

1 令和 7 年 7 月 20 日執行 参議院神奈川県選出議員 選挙 (

選挙区)

2 公職の候補者 住 所 神奈川県〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇

・丁目等は「一」「の」でも可
・「神奈川県」は省略可

氏 名 〇 〇 〇 〇

戸籍上の氏名を記載すること。
戸籍名を記載した上で通称を記載することも可。

● 月 ● 日から

3 (第 2 回分)

● 月 ● 日まで

第 2 回分以降：収入及び支出がなされた日から 7 日以内

・始まりは今回の提出分の最初の収入又は支出があった日
・終わりは最後の収入又は支出があった日

(記載上の注意点)

- 1 収入の部においては、一件 1 万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件 1 万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載してください。なお、寄附については、一件 1 万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえありません。
- 2 収入の部中「種別」の欄には、寄附、その他の収入の区別を明記してください。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るものをいいます。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができます。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記してください。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載してください。
- 6 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載してください。
- 7 記載方法の詳しいことについては、「候補者のしおり」の該当部分を読んでください。
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

《精算後になされたものの記載例》

すべての項目を記載。空欄は不可

(その4-11)

5 支 出 の 部

月 日	金 見 額 又 積 は 額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 積 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
(三) 通信費	円	立候補準備（公示日の前日まで）／選挙運動（公示日以降）						
●月●日	152,400	選挙運動	電話料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	NTT東日本〇〇支店		公共施設、郵便、電気、ガス、水道、NTT等は職業欄は空欄でも可	
(七) 文具費								
●月●日	48,200	選挙運動	事務用品代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	文具店		
●月●日	26,320	選挙運動	事務用品代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	文具店		
計	74,520							
(十) 雑費								
●月●日	59,120	選挙運動	諸雑費	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	運送業		

(その5)

5 支 出 の 部

月 日	金 額 又 は 積 額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 積 拠 支 出 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
	円							
計	立候補準備のための支出	0	(その4)の区分ごとの合計					
	選挙運動のための支出	286,040						
	計	286,040						
前回計	立候補準備のための支出	9,744,621	2回分以降は、前回の「総額」を記載					
	選挙運動のための支出	3,933,470						
	計	13,678,091						
総額	立候補準備のための支出	9,744,621	・ 2回分以降は、「総額」＝「計」＋「前回計」 ・ 収入－支出＋公費負担相当額の計≧0となる					
	選挙運動のための支出	4,219,510						
	総 計	13,964,131						
支出のうち 公費負担 相当額	項 目	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 ((A) × (B) = (C))				
	選挙運動用通常葉書の作成	7.96円	82,500枚	656,700円				
	ビラの作成	6.08円	300,000枚	1,824,000円				
	ポスターの作成	80円	24,528枚	1,962,240円				
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	61,379円	6枚	368,274円				
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	58,114円	4枚	232,456円				
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	44,403円	5枚	222,015円				
	政見放送のための録画等			3,099,000円				
計			8,364,685円					

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 ● 月 ● 日

この収支報告書における最後の収入又は支出の日以降、提出日以前

出 納 責 任 者

住 所 ____市__区__ 〇-〇-〇

氏 名 ____ 〇 〇 〇 〇

各手続き等の事前相談等一覧

①区 分		②日程	③場所及び問合せ先	④備考
1	立候補届出事前審査	6月23日(月) ～7月1日 (火) (土日除く) 午前9時30分 ～午後4時30分	神奈川県庁本庁舎4階 選挙管理委員会執務室 (045)210-3179	次のページをご確認ください。
2	諸届出事前審査			
3	選挙運動用ビラ事前審査			
4	選挙公報事前相談	6月23日(月) ～7月1日 (火) (土日除く) 午前9時30分 ～午後4時30分	神奈川県庁本庁舎地下 1階 014会議室 6月20日まで (045)210-3166 6月23日から7月1日 まで (045)285-1060	「選挙公報掲載申請の しおり」をご確認ください。
5	選挙運動用自動車に取り付ける立札、看板の事前相談 (制限外積載許可、設備外積載許可または荷台乗車許可)	平日 午前9時00分 ～午後4時00分 (正午から午後1時までの間は除く) ※公示日(7月3日)の概ね5日前までに申請をお願いします。	出発地を管轄する警察署(交通総務係)	・書面審査のみ行いますので、制限外積載等許可の申請書(「制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可申請書」)に積載の方法が分かる図面、写真などを添付して御提出ください。 ・許可証は、公示日前に交付します。交付日については、申請時に申請先の警察署にお問い合わせください。
6	政見放送・経歴放送事前申込	「政見放送等の実施について」をご確認ください。	NHK横浜放送局	「政見放送等の実施について」をご確認ください。
			テレビ神奈川	
			アール・エフ・ラジオ日本	

※ いずれの事前相談等も予め電話により日程の調整(予約)をしてください。

県選挙管理委員会における候補者届出書等の事前審査について

	事前審査対象の届出等	備考
1 立候補届出等	候補者届出書	
	供託書正本	
	候補者となることができない者でない旨の宣誓書	
	所属党派証明書	
	候補者の戸籍の謄本又は抄本	令和7年5月以降発行のもの
	住民票	
	通称認定申請書	申請する場合のみ
	候補者情報の提供に係る同意書	
	候補者推薦届出承諾書	推薦届出の場合のみ
	選挙人名簿登録証明書	
2 諸届出	選挙事務所設置届(選挙区)	設置する場合のみ
	出納責任者選任届	
	報酬を支給する者の届	届出をする場合のみ
3 選挙運動用ビラ	選挙運動用ビラ届出書	頒布する場合のみ
	選挙運動用ビラ:現物2枚 (2種類の場合はそれぞれ現物2枚)	

＜事前審査予約受付＞

6月12日(木)より電話(平日8:30～17:15)にて受付けます。

＜留意事項＞

何も記載がない状態で事前審査を受けることはできません。(会場での記入は不可)

予約した事前審査日までに作成が間に合わない書類がある場合、作成できている書類だけご持参ください(再度事前審査にお越しいただく日程を調整させていただきます)。

※選挙運動用ポスター及び選挙運動用通常葉書の事前審査はありません。

選 挙 期 間 中 に お け る 諸 届 出

1 選 挙 運 動 関 係	区 分	必要書類	届出上の注意	届出先	届出期限	根拠法令
	① 選挙事務所の設置・異動(廃止)届出	選挙事務所設置・異動(廃止)届(推薦届出者が届け出る場合は選挙事務所設置(異動)承諾書を添付)	① 短い期間に次々と移動する場合、中間省略のないよう注意してください(なお、1日に2回以上移動することは、法律上禁止されています。) ② 投票日までの間に事務所を廃止した場合も異動(廃止)届が必要です。	① 県選挙管理委員会 ② 所在地の市区町村選挙管理委員会(移転の場合はさらに前の所在地の市区町村選挙管理委員会)	設置又は異動(廃止)後直ちに	法130-2 執規2
	② 選挙運動用通常葉書の-1 <u>交付、選挙用の表示</u>	候補者用通常葉書使用証明書	① 指定郵便局(右欄のとおり)に証明書を提示して、交付又は選挙用の表示を受けてください。 ② 証明書を紛失しないよう十分注意してください。	横浜港郵便局		公職選挙郵便規則2、3
	② 選挙運動用通常葉書の-2 <u>差出し</u>	選挙運動用通常葉書差出票	① 直接ポストに投函しないでください。 ② 差出票を紛失しないよう十分注意してください。	郵便物の配達事務を取り扱う郵便局のゆうゆう窓口		公職選挙郵便規則8
	③ 選挙運動用ビラの届出及び同ビラ証紙交付申請	① 選挙運動用ビラ届出書 ② 選挙運動用ビラ証紙交付票	届出書にはビラの見本2枚(2種類の場合はそれぞれ2枚)を添付してください。	県選挙管理委員会		法142-1、 -7 執規8 執規8の2
	④ 新聞広告の掲載申請	① 新聞広告掲載証明書 ② 掲載原稿 ③ 新聞広告掲載承諾通知書	① 掲載希望日前なるべく早く申請してください。 ② 通称使用認定をされた場合は、認定された通称を使用しなければなりません。	掲載を希望する新聞社(広告代理店)		規則20-1、 -4

		区 分	必要書類	届出上の注意	届出先	届出期限	根拠法令
1 選 挙 運 動 関 係	⑤ 政見放送の申込み		・政見放送申込書 ・候補者経歴書 ・カラーの顔写真（紙媒体により提出する場合）	立候補届出前の事前申し込みの場合は、左欄の必要書類に加えて、次の書類が必要になります。 ・供託証明書又はその写し ・所属党派証明書又はその写し ・通称認定申請書の写し（通称を使用する場合） ※詳しくは「政見放送等の実施について」をご確認ください。	①NHK横浜放送局 ②テレビ神奈川 ③アール・エフ・ラジオ日本	7月3日（公示日）	政見放送及び経歴放送実施規程5、6
	⑥ 公営施設を使用する個人演説会の開催申出		個人演説会開催申出書	同一の施設について、同時に2以上の開催申出をしたり、すでに申し出た使用の日を経過しない間に新たな申出はできません。	開催する施設の所在する市区町村選挙管理委員会	開催したい日の前々日（公示日前の申出は不可）	法163 令112 執規31
	⑦ 選挙公報の掲載申請		① 選挙公報掲載申請書 ② 選挙公報掲載文1通（写真添付）	① 原稿作成に時間を費し、遅れることのないように注意してください。 ② 掲載文原稿の事前相談・事前預りの制度を利用してください。 ③ 書類がそろわないと受理されません。 ④ 通称使用認定をされた場合は、認定された通称を使用しなければなりません。	県選挙管理委員会	7月4日（公示日の翌日）	法168-1 執規43

区 分		必要書類	届出上の注意	届出先	届出期限	根拠法令
2 そ の 他 各 種 届 出	① 出納責任者選任（異動）届出	出納責任者選任（異動）届（推薦届出者が届け出る場合は出納責任者選任（異動）承諾書を添付）	届出後でなければ、選挙運動に関する寄附を受け、又は支出をすることができませんので、立候補届出が受理された後直ちに届け出てください。	県選挙管理委員会	選任後直ちに	法180-3、 -4 法184 執規62
	② 報酬を支給する者の届出	（報酬を支給する者の）届出書	① 報酬を支給できる者は、その者を使用する前（持込み方式により政見を録音又は録画する場合に付する手話通訳者に対し支給する場合は支払い前）に届け出なければ支給できませんので、公示日から支給したい場合は、立候補届出が受理された後直ちに届け出る必要があります。 ② 年齢満18年に達していない者は、使用できません。 ③ 使用できるのは、投票日の前日（7月19日）までです。	県選挙管理委員会	報酬を支給する者として使用する前	法197の2-5 法137の2
	③ 開票立会人の届出	開票立会人となるべき者の届出書兼承諾書	立ち会うべき開票区における選挙人名簿に登録されていなければなりません。	市区町村選挙管理委員会	7月17日 （期日前3日）	法62-1 令69
	④ 選挙立会人の届出	選挙立会人となるべき者の届出書兼承諾書	参議院議員選挙の選挙権を有していなければなりません。	選挙長	7月17日 （期日前3日）	法76準用62 令82準用69
	⑤ 選挙運動費用の収支報告	① 選挙運動費用収支報告書 ② 領収書その他の支出を証明する書面の写し ③ 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書 ④ 振込明細書に係る支出目的書	① 各記載欄に明確に記入してください。 ② 報告漏れのないよう期間中に会計帳簿（収入簿、支出簿）の整理を完全に行っておいてください。	県選挙管理委員会	第1回 8月4日 第2回以後 第1回の収支報告書提出後、収入及び支出の日から7日以内	法189

区 分		必要書類	届出上の注意	届出先	届出期限	根拠法令
3 公 費 負 担 関 係	① 選挙運動用自動車	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	届出書には、契約書の写しを添付してください。	県選挙管理委員会	ハイヤー業者等と自動車使用等に関し、有償契約を締結したとき直ちに（契約締結が立候補届出前のときは、立候補届出後直ちに）	規則17の4
		自動車燃料代確認申請書	燃料供給契約の場合のみ必要です。契約業者ごとに別々に申請してください。	県選挙管理委員会		規則17の5
		自動車燃料代確認書	燃料供給契約の場合のみ必要です。	燃料供給業者	県選挙管理委員会から確認書受理後直ちに	規則17の6
		選挙運動用自動車使用証明書（自動車、燃料又は運転手）	契約業者等ごとに別々に作成してください。 また、燃料供給契約の場合には、給油伝票の写しを添付してください。	契約業者等	契約業者等が業務を履行した後	規則17の7
	② 選挙運動用ビラ	ビラ作成契約届出書	届出書には、契約書の写しを添付してください。	県選挙管理委員会	業者とビラ作成に関し、有償契約を締結したとき直ちに（契約締結が立候補届出前のときは、立候補届出後直ちに）	規則17の4
		ビラ作成枚数確認申請書	ビラ作成業者ごとに別々に申請してください。	県選挙管理委員会		規則17の5
		ビラ作成枚数確認書		ビラ作成業者	県選挙管理委員会から確認書受理後直ちに	規則17の6

区 分		必要書類	届出上の注意	届出先	届出期限	根拠法令
3 公 費 負 担 関 係	② 選挙運動用ビラ（続）	ビラ作成証明書	ビラ作成業者ごとに別々に作成してください。	ビラ作成業者	ビラ作成業者が業務を履行した後	規則17の7
	③ 選挙運動用ポスター及び個人演説会告知用ポスター	ポスター作成契約届出書	届出書には、契約書の写しを添付してください。	県選挙管理委員会	業者とポスター作成に関し、有償契約を締結したとき直ちに（契約締結が立候補届出前のときは、立候補届出後直ちに）	規則17の4
		ポスター作成枚数確認申請書	ポスター作成業者ごとに別々に申請してください。	県選挙管理委員会		規則17の5
		ポスター作成枚数確認書		ポスター作成業者	県選挙管理委員会から確認書受理後直ちに	規則17の6
		ポスター作成証明書	ポスター作成業者ごとに別々に作成してください。	ポスター作成業者	ポスター作成業者が業務を履行した後	規則17の7
	④ 通常葉書	通常葉書作成契約届出書	届出書には、契約書の写しを添付してください。	県選挙管理委員会	業者と通常葉書作成に関し、有償契約を締結したとき直ちに（契約締結が立候補届出前のときは、立候補届出後直ちに）	規則17の4
		通常葉書作成枚数確認申請書	通常葉書作成業者ごとに別々に申請してください。	県選挙管理委員会		規則17の5
		通常葉書作成枚数確認書		通常葉書作成業者	県選挙管理委員会から確認書受理後直ちに	規則17の6

3 公 費 負 担 関 係	区 分	必要書類	届出上の注意	届出先	届出期限	根拠法令
	④ 通常葉書（続）	通常葉書作成証明書	通常葉書作成業者ごとに別々に作成してください。	通常葉書作成業者	通常葉書作成業者が業務を履行した後	規則17の7
	⑤ 選挙事務所用立札・看板	選挙事務所用立札・看板作成契約届出書	届出書には、契約書の写しを添付してください。	県選挙管理委員会	業者と選挙事務所用立札・看板作成に関し、有償契約を締結したとき直ちに（契約締結が立候補届出前のときは、立候補届出後直ちに）	規則17の4
		選挙事務所用立札・看板作成数確認申請書	立札・看板作成業者ごとに別々に申請してください。	県選挙管理委員会		規則17の5
		選挙事務所用立札・看板作成数確認書		立札・看板作成業者	県選挙管理委員会から確認書受理後直ちに	規則17の6
		選挙事務所用立札・看板作成証明書	立札・看板作成業者ごとに別々に作成してください。	立札・看板作成業者	立札・看板作成業者が業務を履行した後	規則17の7
	⑥ 自動車等取付用立札・看板	自動車等取付用立札・看板作成契約届出書	届出書には、契約書の写しを添付してください。	県選挙管理委員会	業者と選挙事務所用立札・看板作成に関し、有償契約を締結したとき直ちに（契約締結が立候補届出前のときは、立候補届出後直ちに）	規則17の4

区 分		必要書類	届出上の注意	届出先	届出期限	根拠法令
3 公 費 負 担 関 係	⑥ 自動車等取付用立札・看板（続）	自動車等取付用立札・看板作成数確認申請書	立札・看板作成業者ごとに別々に申請してください。	県選挙管理委員会		規則17の5
		自動車等取付用立札・看板作成数確認書		立札・看板作成業者	県選挙管理委員会から確認書受理後直ちに	規則17の6
		自動車等取付用立札・看板作成証明書	立札・看板作成業者ごとに別々に作成してください。	立札・看板作成業者	立札・看板作成業者が業務を履行した後	規則17の7
	⑦ 個人演説会場用立札・看板	個人演説会場用立札・看板作成契約届出書	届出書には、契約書の写しを添付してください。	県選挙管理委員会	業者と選挙事務所用立札・看板作成に関し、有償契約を締結したとき直ちに（契約締結が立候補届出前のときは、立候補届出後直ちに）	規則17の4
		個人演説会場用立札・看板作成数確認申請書	立札・看板作成業者ごとに別々に申請してください。	県選挙管理委員会		規則17の5
		個人演説会場用立札・看板作成数確認書		立札・看板作成業者	県選挙管理委員会から確認書受理後直ちに	規則17の6
		個人演説会場用立札・看板作成証明書	立札・看板作成業者ごとに別々に作成してください。	立札・看板作成業者	立札・看板作成業者が業務を履行した後	規則17の7

		区 分	必要書類	届出上の注意	届出先	届出期限	根拠法令
3 公費負担関係	⑧ 政見放送のための録音 又は録画		政見放送用の録音・録 画の契約届出書	届出書には、契約書の写しを添付して ください。	県選挙管理委員会	業者と政見放送 用の録音又は録画 に関し、有償契約 を締結したとき直 ちに（契約締結が 立候補届出前のと きは、立候補届出 後直ちに）	規則17の4
			政見放送用録音・録画 証明書	政見放送用録音・録画業者ごとに別々 に作成してください。	政見放送用録音・ 録画業者	政見放送用録音・ 録画業者が業務を 履行した後	規則17の7

令和 7 年 7 月 20 日 執行 参議院 神奈川県 選出 議員 選挙
年 齢 早 見 表

(選挙期日：令和 7 年 7 月 20 日)

西暦	日本年号	年齢
1945	昭和20年	80歳
1946	昭和21年	79歳
1947	昭和22年	78歳
1948	昭和23年	77歳
1949	昭和24年	76歳
1950	昭和25年	75歳
1951	昭和26年	74歳
1952	昭和27年	73歳
1953	昭和28年	72歳
1954	昭和29年	71歳
1955	昭和30年	70歳
1956	昭和31年	69歳
1957	昭和32年	68歳
1958	昭和33年	67歳
1959	昭和34年	66歳
1960	昭和35年	65歳
1961	昭和36年	64歳
1962	昭和37年	63歳
1963	昭和38年	62歳
1964	昭和39年	61歳
1965	昭和40年	60歳
1966	昭和41年	59歳
1967	昭和42年	58歳
1968	昭和43年	57歳
1969	昭和44年	56歳
1970	昭和45年	55歳

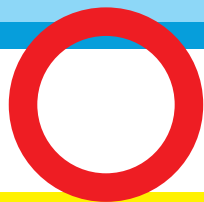
西暦	日本年号	年齢
1971	昭和46年	54歳
1972	昭和47年	53歳
1973	昭和48年	52歳
1974	昭和49年	51歳
1975	昭和50年	50歳
1976	昭和51年	49歳
1977	昭和52年	48歳
1978	昭和53年	47歳
1979	昭和54年	46歳
1980	昭和55年	45歳
1981	昭和56年	44歳
1982	昭和57年	43歳
1983	昭和58年	42歳
1984	昭和59年	41歳
1985	昭和60年	40歳
1986	昭和61年	39歳
1987	昭和62年	38歳
1988	昭和63年	37歳
1989	昭和64年（平成元年）	36歳
1990	平成 2 年	35歳
1991	平成 3 年	34歳
1992	平成 4 年	33歳
1993	平成 5 年	32歳
1994	平成 6 年	31歳
1995	平成 7 年	30歳

【満年齢の計算法】

誕生日が選挙期日の翌々日（7月22日）以降の者は、本表の年齢から1歳を減じます。

市区町村名	投票区数	ポスター掲示場		様式	備考
		設置総数（減数後）	（減数予定数）		
横浜市	626	4,693		3段式	
鶴見区	44	334			
神奈川区	41	305			
西区	22	161			
中区	29	212			
南区	31	236			
港南区	40	293			
保土ヶ谷区	40	297			
旭区	42	313			
磯子区	36	260			
金沢区	36	267			
港北区	44	348			
緑区	25	193			
青葉区	42	328			
都筑区	31	238			
戸塚区	42	321			
栄区	28	200			
泉区	28	206			
瀬谷区	25	181			
川崎市	164	1,326		3段式	
川崎区	29	229			
幸区	19	152			
中原区	27	221			
高津区	23	188			
宮前区	23	189			
多摩区	24	194			
麻生区	19	153			
相模原市	132	969		3段式	
緑区	54	371	26		減数後
中央区	37	285			
南区	41	313			
横須賀市	82	596		3段式	
平塚市	48	353		3段式	
鎌倉市	40	285		3段式	
藤沢市	73	545		3段式	
小田原市	53	381		3段式	
茅ヶ崎市	48	350		3段式	
逗子市	12	85		3段式	
三浦市	20	131		3段式	
秦野市	37	269		3段式	
厚木市	43	325		3段式	
大和市	35	269		3段式	
伊勢原市	27	194		3段式	
海老名市	24	182		3段式	
座間市	22	165		3段式	
南足柄市	18	125		3段式	
綾瀬市	20	143		3段式	
葉山町	10	71		3段式	
寒川町	11	79		3段式	
大磯町	10	70		3段式	
二宮町	8	56		3段式	
中井町	3	23		3段式	
大井町	9	56		3段式	
松田町	9	62		3段式	
山北町	14	97		3段式	
開成町	8	54		3段式	
箱根町	14	91		3段式	
真鶴町	5	35		3段式	
湯河原町	11	82		3段式	
愛川町	12	87		3段式	
清川村	2	15	2	3段式	減数後
県合計	1,650	12,264	28		

ポスターの「品位保持」のため 公職選挙法が改正されました。



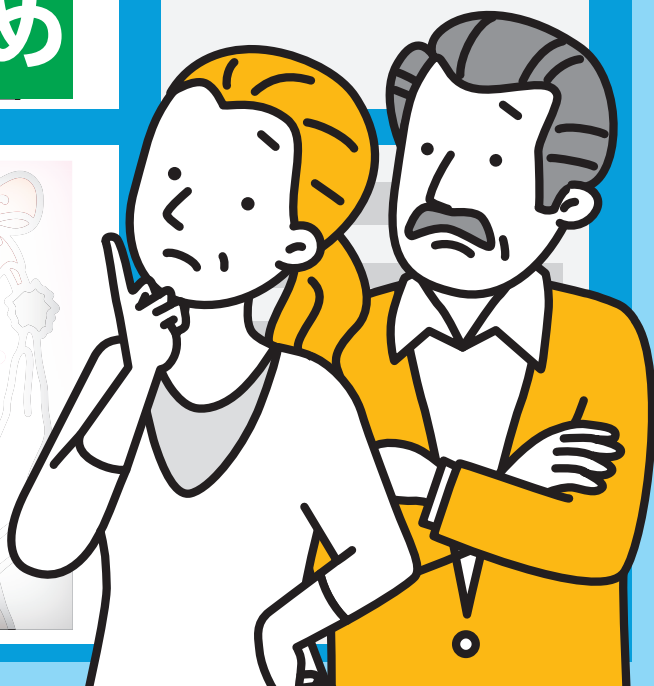
選挙運動用ポスターには、ポスターを使用する候補者の氏名を有権者が見やすいように記載します。



選挙

ポスター掲示場

選挙運動用ポスターには、品位を損なう内容を記載してはいけません。



公職選挙法の改正内容

1 ポスターの記載に関する義務の新設（法第144条の4の2）

- ・ポスター掲示場に掲示するポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないこと。
- ・公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示するポスターには、他人若しくは他の政党等の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、品位を損なう内容を記載してはならないこと。

2 ポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設（法235条の3第2項）

- ・ポスター掲示場に掲示したポスター等において、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処すること。

3 施行期日等

上記改正は、令和7年5月2日から施行され、施行の日以後、その期日を公示又は告示される選挙について適用されます。

各鉄軌道会社における特殊乗車券の発行取扱いについて

会 社 名	発 行 取 扱 い 駅	事 務 担 当 連 絡 先
東日本旅客鉄道(株)	「みどりの窓口」のある駅で取扱いを行います。	J R 東日本 お問い合わせセンター 050-2016-1600 音声ガイダンスに沿って「3」を選択してください。
東海旅客鉄道(株)	東海旅客鉄道(株)へお問い合わせください。	J R 東海 テレフォンセンター 050-3772-3910 音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。
横浜市営地下鉄	交通局総務部総務課へお問い合わせください。 (横浜市中区本町6丁目50番地の10 19階)	交通局総務部総務課 045-671-3147
京浜急行電鉄(株)	横浜定期券窓口、上大岡定期券窓口、 横須賀中央定期券窓口、品川定期券窓口	運輸営業部営業企画課 045-225-9464
相模鉄道(株)	横浜、二俣川、海老名	相鉄お客様センター 045-319-2111
東急電鉄(株)	日吉、横浜、あざみ野、渋谷、三軒茶屋、自由が丘	東急お客様センター 03-3477-0109
横浜高速鉄道(株)	横浜高速鉄道(株)本社 〔 横浜市中区元町1-11 取扱時間：平日9:00~17:30 〕	お客様電話 045-664-0629
小田急電鉄(株)	新百合ヶ丘、町田、相模大野、本厚木、小田原、藤沢、新宿、成城学園前	小田急お客様センター 044-299-8200 音声ガイダンスに沿って「1」を選択してください。
江ノ島電鉄(株)	藤沢、鎌倉、江ノ島	鉄道部運輸課 0466-24-2713
(株)小田急箱根	箱根湯本、強羅	鉄道部 0465-32-6823
伊豆箱根鉄道(株)	小田原	鉄道部運輸課 055-977-1207
京王電鉄(株)	新宿、調布、高幡不動、京王多摩センター、渋谷 〔 取扱時間：平日12:00~20:00 〕	鉄道営業部お客さまサービス担当 042-337-3218
湘南モノレール(株)	大船	運輸部運輸課 0467-45-3181
(株)横浜シーサイドライン	新杉田、並木中央、金沢八景	運輸部業務課 045-787-7008

公職選挙法施行令の一部を改正する政令案等の概要

選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額の基準について、物価変動等を考慮して引き上げを行う等所要の措置を講ずる必要があるため、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 197 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部を改正する。

1. 改正内容

（１）報酬及び実費弁償の額の基準の引き上げ

選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額の基準について、以下のとおりとする。

○ 選挙運動に従事する者に支給することができる額の基準

＜実費弁償＞

	現行	改正後
宿泊料	1 夜につき 12,000 円 (食事料 2 食分を含む)	<u>1 夜につき 23,000 円</u> (食事料 2 食分を含む)
弁当料	1 食につき 1,000 円 1 日につき 3,000 円	<u>1 食につき 1,500 円</u> <u>1 日につき 4,500 円</u>
茶菓料	1 日につき 500 円	<u>1 日につき 1,000 円</u>

＜報酬＞

	現行	改正後
事 務 員	10,000 円	<u>15,000 円</u>
車上等運動員	15,000 円	<u>20,000 円</u>
手 話 通 訳 者	15,000 円	<u>20,000 円</u>
要 約 筆 記 者	15,000 円	<u>20,000 円</u>

○ 選挙運動のために使用する労務者に支給することができる額の基準

＜実費弁償＞

	現行	改正後
宿泊料	1 夜につき 10,000 円 (食事料を除く)	<u>1 夜につき 20,000 円</u> (食事料を除く)

※ 報酬の額の基準については、改正しない。

（２）その他所要の改正

2. 今後の予定

公布日 : 令和 7 年 6 月 27 日（金）（予定）

施行日 : 公布の日の翌日 ※今夏の参議院議員通常選挙から適用

上記の改正に伴い、参議院比例代表選出議員の選挙における報酬及び実費弁償の額について、公職選挙法第 197 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、参議院比例代表選出議員選挙執行規程（昭和 58 年中央選挙管理会告示第 3 号）の一部を改正する。

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

令和 7 年 5 月
自治行政局選挙部選挙課

1 趣旨・改正の概要

- 公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）に定める候補者の届出書の様式について、地方公共団体からの意見も踏まえ、合理化のための改正を行う。

2 スケジュール

令和7年5月10日	パブリックコメント開始
令和7年6月9日	パブリックコメント終了
令和7年6月下旬	公布・施行

○総務省令第 号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百七十二條及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第四百十五條の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	別記 第十六号様式（政党その他の政治団体の候補者の届出書の様式）（第十二条関係） 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（政党届出） 略 選 挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区 衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名 略 右のとおり関係書類を添えて候補者となるべき者の届出をします。 何年何月何日 政党その他の政治団体の名称 本部の所在地 代表者 氏 名 何選挙長 氏 名 あて 備考 「一 略」 二 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載しなければならない。 「三 略」 第十六号様式の八（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の届出書の様式）（第十二条関係） 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（本人届出） 略 選 挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区 衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名
改正前	別記 第十六号様式（政党その他の政治団体の候補者の届出書の様式）（第十二条関係） 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（政党届出） 同上 選 挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区 同上 右の通り関係書類を添えて候補者となるべき者の届出をします。 何年何月何日 政党その他の政治団体の名称 本部の所在地 代表者 氏 名 何選挙長 氏 名 あて 備考 「一 同上」 二 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならない。 「三 同上」 第十六号様式の八（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の届出書の様式）（第十二条関係） 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（本人届出） 同上 選 挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区
略 選 挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区 衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名	同上 選 挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区

〔略〕

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

何年何月何日

何選挙長 氏 名 あて

〔備考 略〕

第十六号様式の九（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の推薦届出書の様式）（第十二条関係）

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（推薦届出）

〔略〕

選挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区

衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名

〔略〕

右のとおり推薦届出をします。

何年何月何日

推薦届出者 住所

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地 氏 名

何年何月何日生

推薦届出者 住所

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地 氏 名

何年何月何日生

何選挙長 氏 名 あて

〔備考 略〕

第十九号様式（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出書の様式）（第十二条の七関係）

何選挙候補者届出書（本人届出）

〔略〕

選挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区（何選挙）

当該選挙に係る議員又は長と兼ね

〔同上〕

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

何年何月何日

何選挙長 氏 名 あて

〔備考 同上〕

第十六号様式の九（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の推薦届出書の様式）（第十二条関係）

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（推薦届出）

〔同上〕

選挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区

〔同上〕

右のとおり推薦届出をします。

何年何月何日

推薦届出者 住所

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地 氏 名

何年何月何日生

推薦届出者 住所

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地 氏 名

何年何月何日生

何選挙長 氏 名 あて

〔備考 同上〕

第十九号様式（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出書の様式）（第十二条の七関係）

何選挙候補者届出書（本人届出）

〔同上〕

選挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区（何選挙）

備考 略	備考 同上
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

会計帳簿の様式 (規則第30号様式)

1 収 入 簿

月 日	金額又は見積額	種 別	寄附をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏 名 又 団 体 名	職 業		
	円						
合 計							

- 備考 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

2 支 出 簿

月 日	金 銭 又 は 見 積 額			支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	支出をした 者の別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の 支 出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業			
	円	円	円							
合 計										

備考 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。

2 この帳簿には、（一）立候補準備のために支出した費用（二）選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて（又は各々分冊して）記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。

3 この帳簿の各科目には、（一）人件費（二）家屋費（（イ）選挙事務所費（ロ）集合会場費等）（三）通信費（四）交通費（五）印刷費（六）広告費（七）文具費（八）食糧費（九）宿泊費（十）雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。

4 金銭の支出をしたときは、「金銭又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。

前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。

5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。

6 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。

7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。

8 専ら在外選挙人の投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出については、その旨を「備考」欄に記載するものとし、当該支出の合計を記載するに当たっては、これ以外の支出と区別し、外書として括弧を付して記載するものとする。

9 選挙運動に係る公費負担対象支出（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るもの）については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。

10 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。